

議 事 日 程

令和 7 年第 1 回浜中町議会定例会

令和 7 年 3 月 6 日午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		町政執行方針
日程第 3		教育行政執行方針
日程第 4		一般質問
日程第 5	議案第 1 9 号	浜中町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 6	議案第 2 0 号	浜中町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 7	議案第 2 1 号	浜中町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 2 2 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 9	議案第 2 3 号	浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例及び浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 0	議案第 2 4 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 2 5 号	浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 2 6 号	浜中町職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 2 7 号	浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 4	議案第 2 8 号	浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 2 9 号	浜中町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 3 0 号	浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 3 1 号	浜中町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 3 2 号	浜中町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 3 3 号	町道路線の認定について
日程第 2 0	議案第 3 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

(開議 午前 10 時 00 分)

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） 前日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第 2 町政執行方針

○議長（落合俊雄君） 日程第 2、町政執行方針を行います。

町長より令和 7 年度町政執行方針の表明を受けます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 皆様、おはようございます。

令和 7 年第 1 回浜中町議会定例会の開会に当たり、町政を代表し、町政執行に対する所信と町政運営の基本的な考えを申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様にご理解とご協力をいただきたいと存じます。

ロシアによるウクライナへの侵攻から始まった不安定な世界情勢に起因する物価高やエネルギー価格の上昇は、本町の基幹産業である農業、漁業をはじめ、広く町民の皆様の生活に影響を与え続けており、日本経済、地方経済の成長の伸び悩みにもつながっている状況にあります。

そのような中、政府においては、デフレを脱却し、新たな経済ステージに移行することを目指し、総合経済対策を進めており、さらには、東京圏への一極集中の是正等を目指すべく、地方創生 2.0 をはじめとした地方を元気にするための新たな政策を含んだ令和の日本列島改造がスタートしていることから、閉塞感のある現状が少しでもよい方向に進むことを期待しているところであります。

本町には、食を支える基幹産業をはじめ、美しい景観を有する豊かな自然環境があります。基幹産業を守り、防災・減災対策や子育て支援をはじめとする福祉施策を確実に進め、これまで以上に町民の皆様が安全、安心を実感できるまちづくりをより一層推進してまいります。

本町の令和 7 年度一般会計予算は、産業振興事業、津波避難タワー建設等の防災対策事業、子育て環境等の福祉充実に向けた事業などの費用を盛り込み、前年度と比較し、5 億

6778万6000円増の98億663万4000円となったところであります。

引き続き非常に厳しい財政状況ではありますが、より一層、選択と集中による事業展開を図り、町民の皆様の声をしっかり受け止め、共にまちづくりを進めてまいります。

以下、第6期浜中町まちづくり総合計画の体系に沿って、本年度の施策の内容をご説明申し上げます。

産業の垣根を越えて、みんなで築き上げる活力あるまちづくりについてです。

我が国の農業を取り巻く状況は、大規模な自然災害や地球温暖化、農家戸数の減少による生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの希薄化など、様々な課題を抱えております。こうした中、政府は、中期的な農政の基本的な施策と目標を示す新たな食料・農業・農村基本計画の策定への検討を進めているところであります。

酪農調整においては、国内における農産物の需要回復が求められる中、国際情勢や円安による配合飼料や肥料などの生産資材やエネルギー価格の急激な高騰など、酪農家にとってこれまで経験したことのない大変厳しい経営状況がまだ続いております。

本町の農業は、酪農を基幹として、草地基盤に立脚した循環型農業を進めております。今後、国際情勢等に左右されにくい自給飼料生産に努め、様々な経営体系を維持しながら持続可能な農村地域づくりを目指してまいります。

自給飼料生産、草地基盤の機能充実を目指す草地整備事業を進めるとともに、国営農地再編整備事業については、昨年度に設立された浜中地区国営農地再編整備事業推進期成会を中心に、事業計画策定のための地区調査に向けた取組を進めてまいります。

農道については、既に着手している道営浜中姉別地区一般農道整備事業を進めるとともに、新たな整備路線の追加について引き続き北海道へ要望してまいります。また、農業者に対する家畜購入資金貸付けや各種制度資金に対する利子補給を継続してまいります。

地域社会や自然環境に十分配慮した循環型農業の実現を目指し、環境保全機能の向上を図ってまいります。

中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用し、地域や農業者の取組を支援してまいります。

後継者対策については、農業後継者就業交付金の活用を促すとともに、浜中町農業後継者対策推進協議会の運営に支援し、担い手の確保と本町への定住促進を図ってまいります。

浜中町就農者研修牧場の運営に対する負担のほか、農業経営技術研修受入れ者に支援してまいります。

また、新規就農者の地域定着を促進するため、就農後の農場リース料等の助成、新規就農者育成総合対策事業に基づき、支援してまいります。

新・農業人フェアをはじめとする各種就農相談会へ関係団体と連携しながら積極的に参加するとともに、農業系大学や専門学校などへの訪問を行い、新たな担い手の確保に力を注いでまいります。

地域農業と酪農経営に重大な影響を及ぼす家畜伝染病等の対策については、浜中町家畜

自衛防疫協議会と連携し、飼養衛生管理基準の徹底と適切な飼養管理の推進を図ってまいります。

浜中町酪農技術センター、浜中町乳牛検定組合に加え、新たに、浜中町酪農ヘルパー組合及び浜中町和牛改良組合の運営に対し、支援をしてまいります。

森林は、社会生活基盤の構築を図る上で重要かつ貴重な再生可能資源であるとともに、林産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全などの多面的機能を有しております。近年においては、地球温暖化の進行が課題とされる中、森林の公益的機能に対する町民の期待が高まっております。

しかし、町内のカラマツやトドマツを主体とした人工林は、主伐時期を過ぎた高年齢林が半数を占めております。現状では二酸化炭素吸収量の減少が避けられないことから、持続可能な森林保全を推進し、森林からの恩恵を永続的に享受するために計画的な森林整備を進めてまいります。

町有林については、森林環境保全整備事業として、地ごしらえ、植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、野鼠駆除などを計画的に実施してまいります。また、民有林については、伐採後の造林に対して豊かな森づくり推進事業を活用し、計画的な森林整備を支援してまいります。

木材の安定供給や持続的な森林施業の推進を図るため、若山線及び奔幌戸線の林道補修を継続してまいります。また、森林環境譲与税を活用した町有林の調査を行い、町有林整備に必要な林業専用道の開設を計画的に進めてまいります。

本町が有する自然と生物多様性を次代につなげるに当たり、関係団体と連携の下、川上から川下までの一体的な保全活動を実施するなど、生物の生息・生育環境に配慮した森づくりを進めてまいります。

エゾシカ駆除については、地元猟友会等の協力による有害駆除を実施し、農林業被害対策を講じるとともに、浜中町鳥獣被害防止対策協議会が実施する農林業被害防止に向けた調査事業に支援してまいります。

ヒグマ対策については、関係機関と連携を密にし、人命被害や農畜産物被害の未然防止を念頭に出没情報等を迅速に発信してまいります。

有害鳥獣対策については、捕獲などを行う担い手を確保するため、新規免許取得者の狩猟免許の取得費のほか、猟銃購入などの費用に対して助成するなど、隊員の確保に努めてまいります。

植樹祭については、豊かな森の生成が水資源の確保や漁業資源の保全に極めて重要な役割を果たすことから、浜中漁業協同組合女性部をはじめ、町民の皆様とともに湯沸地区の植樹予定地で実施してまいります。

漁業については、地球温暖化による海洋環境の変化などによる漁業資源の減少、漁業者の高齢化による従事者の減少など、様々な課題が存在し、厳しい経営状況が続いております。

このような中、本町の漁業者が将来にわたって安定した生産と経営を持続できるよう、沿岸海域における水産資源の増大を目指すとともに、本町ならではの増養殖事業のさらなる推進を図ってまいります。

さらには、本町が有するクオリティーの高い水産物のブランド化を推進し、産業団体や生産者との連携を図りながら水産業の活性化を目指すとともに、持続可能な漁業の実現に向け、豊かな漁場を生かしたブルーカーボンと漁業活動の両立を目指してまいります。

地理的表示——G I 保護制度に登録された浜中養殖うにに続く浜中ブランドとして、昨年から、浜中沿岸で取れるマイワシを船上で氷詰めした氷鮮まいわしのブランド化を推進し、地元飲食店などの協力を得ながら商品開発を行い、提供することのほか、札幌や首都圏等でイベントを開催し、広くPR事業に取り組んでまいります。

さらには、昆布、ハナサハガニ、アサリ、ホッキなど、本町のクオリティーの高い水産物のブランド化を推進し、関係機関等との連携を図りながら商品の差別化を行い、消費の拡大や販路拡大を目指してまいります。

水産多面的機能発揮対策事業等を活用し、昆布藻場の維持管理やアサリ漁場の環境保全対策に支援してまいります。また、水産資源については、漁業協同組合や釧路地区水産技術普及指導所などとの連携の下、適正な管理に努めてまいります。

赤潮被害対策については、北海道赤潮対策緊急支援事業を活用し、生残うにの移植のほか、種苗を活用した実証試験に支援してまいります。

本町のウニの安定した資源確保に向け、浜中町ウニ種苗生産センターと釧路管内水産種苗生産センターの運営に支援してまいります。また、浜中漁業協同組合が新たに実施する稚タコ育成礁設置事業やナマコ増殖事業のほか、浜中、散布の両漁業協同組合が実施するマツカワ放流事業など、水産資源の増大に向けた取組に支援してまいります。

後継者対策については、漁業後継者就業交付金による助成を継続し、担い手の確保と本町への定住促進を図ってまいります。

漁業者の経営安定に向け、漁業近代化資金をはじめとする各種制度資金の利子補給などを継続してまいります。また、水産物の付加価値向上や消費拡大に向け、町外でのプロモーションやふるさと納税制度等の活用促進を図るため、地元流通を含めた販売活動の展開につなげてまいります。

霧多布港湾については、持続的な港湾使用に備え、施設の詳細点検を実施してまいります。

漁港については、琵琶瀬漁港物揚場等の改修を行うほか、散布漁港外港の早期完成に向け、北海道へ要望してまいります。また、琵琶瀬瀬戸航路及び新川航路のしゅんせつを継続してまいります。

本町の商工業は、少子高齢化の影響による人口減少や物価高騰などの影響を受ける中、経営者の高齢化や後継者不足による廃業などにより、事業所数の減少が著しい状況にあります。また、インターネット通信販売等の普及による消費者者動向の変化に伴い、町外へ

の購買力の流出に歯止めが利かない状況にあります。このため、商工業の振興と地域活性化に向け、町内における様々な産業の創出を図るべく、積極的な企業誘致を推進してまいります。

創業支援事業補助制度により、町内で起業、創業を目指す方へ支援することでさらなる町内経済の活性化を図ってまいります。また、商工業後継者就業交付金による助成を継続し、担い手の確保と定住促進を図ってまいります。

小規模事業継続支援補助制度により、町内商工業者のさらなる経営の持続化と安定化を図ってまいります。また、産業振興資金貸付けや中小企業特別融資などにより、中小企業の金融円滑化と経営近代化を支援してまいります。

町内において事業場新設などを行う事業者に対し、浜中町企業振興条例に基づく固定資産税の課税免除などにより、経営に対する負担軽減と地域での雇用確保に努めてまいります。

浜中ブランドの確立を図るため、浜中町中山間活性化施設——M O - T T O かげでの有効活用を図るとともに、地元の1次産品を使った新たな特産品やふるさと納税返礼品など、魅力あふれる商品開発を促進してまいります。また、消費や販路の拡大については、産業団体や関係機関とより一層連携を密にし、各種物産イベントへの積極的な参加に向けた体制づくりを進めてまいります。

特殊詐欺対策電話機等設置費補助制度により、電話による特殊詐欺被害の未然防止に取り組んでまいります。また、特殊詐欺や多重債務などについては、釧路市消費生活センターへの相談業務委託を継続するとともに、浜中消費者協会との連携の下、特殊詐欺被害防止に向けた情報提供や啓発に努めてまいります。

本町最大の観光資源は、厚岸霧多布昆布森国定公園の中核を担う貴重な草花や水鳥が生息する霧多布湿原、そして、変化に富んだ地形に恵まれた海食崖や湖沼など、風光明媚な景勝であります。

また、霧多布美岬に生息する野生のラッコについては、観光公式キャラクターのきりたんの活用もあり、本町の観光資源として広く認識され、道内外を問わず、多くの観光客に注目をいただいております。

さらには、この豊かな観光資源を活用したエコツアーやカヌーツーリングなど、体験型観光についても道内外から再注目されており、今後も、地域特性を生かした観光振興を図るとともに、浜中町観光協会や産業団体、関連事業者との連携を密にし、観光地として多くの方に選ばれるまちを目指したプロモーションを推進してまいります。

観光ガイドブックの刷新や浜中町観光協会と連携したSNSなどによる観光情報の発信により、本町を訪れる観光客へのサービス向上に努めてまいります。

浜中町観光協会等が実施する魅力ある観光イベントに対し、支援を継続してまいります。また、町内関係団体との協力体制の下、広域イベントへの積極的な参画に努めてまいります。

国定公園への誘客促進については、北海道及び厚岸霧多布昆布森国定公園連絡協議会との連携を図ってまいります。また、釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会等と連携し、地域での観光客受入れ体制の整備を図ってまいります。

モンキー・パンチ&ルパン三世 de 地域活性化プロジェクトの活動に多角的な支援を行うとともに、本町への誘客と周遊につながる広報活動を継続してまいります。

霧多布湿原センター及び霧多布温泉ゆうゆについては、町民や観光客に親しまれる本町の重要な観光拠点施設であることから、指定管理者制度による運営を継続し、事業者のアイデアやノウハウを大いに生かした事業展開を図ってまいります。

自然を守り未来につながる住みよいまちづくりについてです。

本町は、霧多布湿原をはじめとした豊かな自然環境を有しており、この貴重な財産を後世に引き継いでいくためには、自然保護と地球温暖化対策の両方に目を向けながら取り組む必要があります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けたゼロカーボンシティ宣言、本町全体の脱炭素に関する目標を示す浜中町地球温暖化対策実行計画などに基づき、今後の事業展開を図ってまいります。

浜中町環境基本計画に基づき、本町の豊かな自然環境、生態系などの保全に努めるとともに、脱炭素に向けた取組として、52の公共施設の照明LED化について2か年事業として着手し、消費電力及びCO₂の排出削減に努めてまいります。

町内での環境教育については、浜中町学校版環境ISOに基づく環境に優しい学校づくりを全ての小・中・高等学校で進めるとともに、出前講座等を通じて環境保全に対する意識醸成を図ってまいります。

本町は、自然景観や産業景観など、多種多様な景観を形成しております。魅力ある本町の景観を守りつつ、その活用を図るため、浜中町景観条例及び浜中町景観計画に基づき、本町の景観形成に取り組んでまいります。

浜中町一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化と資源リサイクル化を進めるとともに、ごみの分別徹底の意識啓発に取り組んでまいります。

可燃ごみについては、根室市への委託処理を継続するとともに、新たな廃棄物処理施設の建設に対する事業費の一部負担により、整備に関する連携を図ってまいります。

ごみの不法投棄については、管内市町村で構成する自然の番人宣言推進委員会などと連携し、根絶に向けた取組を進めてまいります。

今年度、新たに犬猫避妊去勢手術補助制度及び野犬野良猫保護対策事業補助制度を創設し、野犬や野良猫及び捨て犬、捨て猫の増加を抑制するとともに、地域社会に対する危害及び迷惑の防止に努めてまいります。また、町内の野犬、野良猫の保護活動に取り組む団体を支援してまいります。

交通安全対策については、関係機関や関係団体との連携の下、各種啓発活動や町内事業者への訪問を行うなど、飲酒運転の根絶、高齢者の事故防止、通学時の安全確保に向けた

取組を幅広く展開してまいります。

町民が安全、安心に暮らすことができる地域社会の形成に向け、犯罪や非行のないまちづくりを進めるとともに、青少年は地域で育むという視点の下、関係機関、関係団体と連携を深め、地域における自主的な防犯活動に支援してまいります。

今年度、新たに浜中町犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等の被害からの回復や軽減、生活の再建などに対して必要な支援を行いながら、関係機関等との連携の下、地域全体で犯罪被害者等を支えてまいります。

民間賃貸住宅等建設促進事業により、事業者が行う民間賃貸住宅や従業員宿舍など、町内における多様なニーズに対応した住まいの整備を支援し、企業の安定的雇用や事業継続を促進してまいります。

安心住まいる促進事業により、住宅の新築や改修費用の一部を助成することで長く安心して住み続けられる住まいづくりを支援してまいります。

浜中町公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の快適な環境整備を図ってまいります。茶内団地については平成3年度に建設した町営住宅の長寿命化工事を実施してまいります。

空き家等の適切な管理を図るため、広報誌等による啓発活動に努めるとともに、除却に対する支援を継続してまいります。空き家の利活用については、浜中町空家等対策計画に基づき、空き家バンクによる情報提供に努めてまいります。

町道については、霧多布2条通、霧多布東2条1号通、茶内1条通及び茶内3条通の改良工事並びに道路照明のLED化を実施してまいります。

橋梁については、浜中町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、備林橋補修工事と境橋補修工事に向けた実施設計を進めてまいります。

町営バスについては、浜中町地域公共交通網形成計画に基づき、町民の身近な生活交通手段として利便性が図られるよう、浜中町地域公共交通活性化協議会や委託事業者と連携しながら運行してまいります。

浜中町水道ビジョンに基づき、指定避難所等の重要給水施設への配水管を耐震化すべく、霧多布地区の配水支管耐震化更新工事实施計画を実施してまいります。また、水道事業、農業用水道事業とともに、持続可能で健全な事業運営を進め、安全、安心な水道水の供給に取り組むとともに、自然災害などに備え、町内における強靱な水道システムの構築に努めてまいります。

特定環境保全公共下水道区域については、第2期浜中町下水道ストックマネジメント計画に基づき、霧多布クリーンセンターの設備更新工事を実施してまいります。

漁業集落排水区域については、漁業集落排水施設機能保全計画に基づき、計装機器の更新工事を実施してまいります。

災害に強く町民に寄り添ったまちづくりについてです。

急傾斜地崩壊や土石流のおそれがある土砂災害警戒区域については、はまなか防災マッ

プ等の活用により周知してまいります。

水害対策については、防災関係機関と協働で浜中町水防訓練を実施するほか、ノコベリベツ川水害対策連絡会議を通じて関係機関との連携強化を図ってまいります。

琵琶瀬地区から榊町地区の防潮堤かさ上げについては、早期完成に向け、北海道へ強く要望してまいります。

発生の確率が高まっている日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、津波、異常気象がもたらす大雨や暴風雪など、予期せぬ自然災害への備えは喫緊の課題であります。特に、地震・津波対策については、町内の避難困難地域における人命を救うことを重点とした事業展開を図ってまいります。

津波避難施設については、津波避難対策緊急事業計画に基づき、琵琶瀬地区津波避難タワー建設工事を実施してまいります。

北海道が示す地震、津波による被害想定及び減災目標においては、防災・減災対策の推進により大幅に被害を軽減できるとされていることから、引き続き国や北海道に対する技術的・財政的支援を要請してまいります。

避難路の整備については、道道霧多布岬線の湯沸坂歩道及び道道琵琶瀬茶内停車場線のMGロード改良の早期完成に向け、北海道へ要望してまいります。

これまでの災害に関する教訓を伝承する取組や津波防災啓発用VR動画の積極的な活用など、災害に対する正しい知識と行動力を身につけていただけるよう、町内における防災教育を推進してまいります。

津波避難訓練については、町内会、自治会と連携し、より実践を想定した訓練内容の下で実施してまいります。また、今年度も、浜中町防災総合訓練のほか、防災講演会、災害図上訓練、避難所運営訓練などを実施し、多くの関係機関等との連携強化を図りながら地域防災力の強化を図ってまいります。

迅速な避難に関する啓発活動について、はまなか防災マップや広報誌などを活用し、広く周知してまいります。

特に、令和6年能登半島地震の発生を受け、これまで以上に、町民に対し、冬期間における避難方法の周知に努めてまいります。また、避難行動要支援者については個別避難計画の作成に向けた取組を進めてまいります。

業務継続計画——BCPについては、図上訓練等、実効性を高めるための取組を進めてまいります。

消防体制については、釧路東部消防組合浜中消防署との連携を図り、消防職員の育成や消防団員の確保、養成を図るとともに、各種訓練や消防団活動への支援により、本町における消防力の強化に努めてまいります。

また、消防設備等については高機能消防指令システムの導入等を進めてまいります。

救急については高度な応急措置と搬送体制の維持に努めてまいります。

子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくりについてです。

地域福祉の中核を担う浜中町社会福祉協議会の事業運営に対し、支援を継続してまいります。また、要支援者の支援については、民生児童委員や関係機関との連携を図ってまいります。

浜中町地域活動支援センターを共生型地域福祉の活動拠点とし、障がい者と高齢者、地域住民との交流を推進するとともに、障がいのある方々への生産活動等の機会提供に努めてまいります。また、宅配用弁当の高齢者配食サービス事業については高齢者の見守り対策と併せながら継続してまいります。

浜中町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者保健福祉事業や介護保険事業を総合的かつ計画的に推進してまいります。

高齢者の方々への生きがい対策として、敬老会や老人クラブなど、地域における活動支援を継続してまいります。

障がい者や高齢者の方々がそれぞれの地域で安全、安心な生活を確保できるよう、外出支援、自立生活支援、除雪サービスを実施してまいります。また、難聴者の社会参加を促進するため、補聴器の購入に支援してまいります。

高齢者が活動的で生きがいのある生活を営むことができるよう、後期高齢者の健診受診促進に向けた健診無料化のほか、感染症対策として、インフルエンザ、肺炎球菌、新型コロナウイルスの予防接種料助成を実施してまいります。また、地域において介護予防教室や健康教室を開催してまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業により、要支援と認定された方々へ訪問・通所サービスを展開するとともに、認知症高齢者に対応する施策を総合的に推進し、支援を必要とする方々を地域で支える地域包括ケアシステムの強化を図ってまいります。

また、地域の介護中核である浜中福祉会の事業運営に支援するとともに、介護サービス等との連携を図ってまいります。

介護職員の人材育成は本町でも喫緊の課題であることから、介護職員初任者研修の受講希望者への助成のほか、浜中福祉会の人材確保事業に支援を継続してまいります。

また、浜中町福祉職修学資金貸付制度の周知徹底を図り、町内における福祉職の人材確保に取り組んでまいります。

浜中町第4期障がい者計画及び浜中町第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画に基づき、障がい福祉サービス等を計画的に推進してまいります。

障がいのある方々が地域の中で自立した生活が送れるよう、浜中町地域活動支援センターでの活動の充実を図ってまいります。また、相談支援等を実施することにより、的確な福祉サービスの提供に努めてまいります。

浜中町子ども発達支援センターについては、言葉や体の発達などに不安を抱える幼児等をサポートしながら療育の充実を図ってまいります。また、障がい児の通所支援については、児童発達支援事業所などと連携し、提供体制の構築を図るとともに、町外の発達支援事業所への通所に係る保護者に対し、交通費の助成を拡充してまいります。

産後ケア事業については、利用料の全額公費負担を継続し、産前産後サポート等の妊娠・出産包括支援事業を展開してまいります。また、妊産婦健診及び1か月児健診、新生児聴覚検査の助成のほか、赤ちゃん訪問や乳幼児健診などにより、妊娠期、出産、子育て期を通じた切れ目のない支援体制の充実を図ってまいります。

さらに、子育て支援アプリ情報配信サービス、妊産婦健診交通費の助成、誕生祝い品として積み木等のプレゼントを継続するほか、不妊治療交通費の助成を継続してまいります。

町内保育所において、保育を必要とする家庭に対し、通常保育のほか、一時預かり、延長保育、子育て支援センター事業を継続してまいります。加えて、全ての保育所での給食提供及び利用者の給食費無償化など、様々な保育サービスの提供により、働く世代の方々の子育て環境の充実に努めてまいります。

放課後児童クラブについては霧多布及び茶内で開設し、保護者等が子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めてまいります。また、子ども預かり等の相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業、家事や育児の援助を行う子育て世帯訪問支援事業及び子どもショートステイ事業を継続してまいります。

浜中町子ども家庭総合支援拠点については、対象者の相談と支援の充実を図ってまいります。

霧多布児童遊園地の遊具を更新するとともに、多くの子育て世代が集い、子どもが遊ぶことができる場所づくりとして、茶内ふれあい広場のリニューアルに向けた設計を進めてまいります。

ひとり親家庭や生活保護世帯など、低所得世帯が自立した生活を送ることができるよう、各種制度の周知や相談支援とともに、福祉灯油購入助成などの生活支援を継続してまいります。

浜中診療所については、患者が安心して診察を受けられるよう、常勤医師2名をはじめ、スタッフ全員により充実した医療サービスの提供に努め、町民の健康を総合的にサポートしてまいります。また、医療連携については、北海道大学病院からの派遣医師による外来診療及び時間外診療、町立厚岸病院との夜間、休日の救急医療連携を継続してまいります。

歯科医療については、委託する歯科医師との連携を密にし、町内における診療体制を維持してまいります。さらに、町民一人一人の命を守る対策として、高齢者や障がい有する方への命のバトンの配付、浜中町健康・医療相談ダイヤル24の活用促進を継続してまいります。

小児の感染症予防のため、各医療機関と連携して定期接種を無料で実施するとともに、1歳児から高校生までを対象としたインフルエンザ予防接種費用の一部助成、未就学児のおたふく風邪ワクチン接種料の全額助成を継続してまいります。また、今年度から、65歳以上の方を対象とした带状疱疹予防の定期接種が開始されることから、経過措置対象者も含めた周知啓発を図り、発症及び重症化予防に努めてまいります。

がん検診や特定健診については、完全無料で実施してまいります。加えて、20歳から

39歳までの国民健康保険加入者の若年健診、休日を活用した健診や未受診者対策を進めてまいります。さらに、生活習慣病予防に向けた特定保健指導を徹底するとともに、浜中町健康増進計画に基づき、町民の健康の保持、増進に努めてまいります。

国民健康保険については、北海道や北海道国民健康保険団体連合会と連携を図るとともに、浜中町国民健康保険運営協議会での審議の下、健全な運営に努めてまいります。また、浜中町国民健康保険第2期データヘルス計画や浜中町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診の受診率向上や生活習慣病の重症化予防など、加入者の医療費適正化事業に引き続き取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、北海道後期高齢者医療広域連合と連携の下、適正な事務を進めてまいります。

国民年金等については、年金事務所との連携の下、適正な事務を進めるとともに、町民への年金制度に関する適切な情報提供に努めてまいります。

地域とともに歩む創意に満ちたまちづくりについてです。

町民と行政がより一体となったまちづくりを推進するに当たり、町民の皆様から行政に届けられる意見や要望などの的確な把握に努めてまいります。また、町内会、自治会、各団体からの要望などを随時受け付け、開かれた行政運営を進めてまいります。

行政情報等については、広報はまなかや町ホームページ、防災行政無線を活用し、タイムリーで幅広い情報提供に努めてまいります。

地域のコミュニティー団体などが実施する地域活性化に向けた事業などについては地域振興補助により支援してまいります。

本町の将来を担う人材育成が図られるよう、地域活性化や産業・地域振興につなげる事業について、人づくり事業として支援してまいります。

公の集会施設については、老朽化に伴う湯沸地区の集会施設建て替え工事を実施するとともに、劣化が著しい貫人会館屋根のふき替え工事を実施してまいります。また、老朽化が進む旧琵琶瀬保育所の解体工事を実施してまいります。

行政改革については、令和8年度までを計画期間とする第10次浜中町行政改革大綱に基づき、事務事業の検証など、常に効率的、効果的な行政サービスの提供に努めてまいります。加えて、職員の適切な定員管理の下、人材育成を推進し、将来を見据えた組織体制の基盤づくりを進めてまいります。

浜中町教育大綱の基本方針に基づき、本町の学校教育と社会教育の推進を図るべく、町と教育委員会が連携の下、浜中町総合教育会議での協議を進めてまいります。

ふるさと納税については、農業、漁業、商工業が一体となり、より魅力あふれる地場産品の拡充や開発を進めるとともに、本町のPRとして大いに活用できるよう、さらなる事業の展開、充実を目指してまいります。また、企業版ふるさと納税については、企業への周知に努め、地域活性化に資する事業展開につなげてまいります。

情報社会への適切な対応を図るべく、庁内におけるDXの推進を図るとともに、安全、

安心な行政サービスの提供に向け、個人情報保護法に基づく制度の強化と情報セキュリティ対策に取り組んでまいります。

各種行政システムについては、国のシステムとの標準化、共通化、電子契約システムの導入を行うなど、町民や事業者の利便性向上と職員の業務効率化を図ってまいります。

マイナンバーカードについては、昨年12月から健康保険証と一体化したマイナ保険証として利用が開始されていますが、引き続き窓口や広報誌などを活用しながら町民への取得促進と利用方法の周知に努めてまいります。

コンビニ交付サービスについては、令和7年度中の導入に向け、関係機関の協力を得ながら検討を進めてまいります。

人口減少を要因とする社会保障費の増加、昨今の物価高等の影響、公共施設やインフラの改修整備が必要となるなど、まちづくりを進める上で対応すべき行政課題が山積しております。

引き続き、第6期浜中町まちづくり総合計画に基づき、長期的視点に立った計画性のある事業展開と財政健全化を図りながら、将来を見据え、安定した財政基盤づくりに取り組んでまいります。

貴重な自主財源である町税の課税事案の処理に当たっては、事実認定と法令の解釈、適用を的確に行い、適法性、統一性の確保に努めてまいります。

町税の収納においては、税制度や課税内容の丁寧な説明に努め、納税意識の高揚を図ってまいります。また、コンビニ収納やスマホアプリ決済を継続するほか、地方税共通納税システムの対象税目拡大による納付手段の多様化を図り、納税環境の充実に努めてまいります。

使用料や手数料などの自主財源の確保に向け、浜中町債権管理条例に基づいた適正な債権管理と事務の統一化を図り、受益者負担の公平性と財政健全化に努めてまいります。

これまで本町と関わりを持つ地域との協力、連携を深めることを目的とし、沖縄県与那原町との間で友好都市提携を結び、より一層、地域間交流の創出を図ってまいります。

釧路定住自立圏協定や根釧酪農ビジョン推進会議などにおいて各市町村や関係機関などとの広域連携を図ってまいります。

北海道横断自動車道根室線については、各期成会や沿線自治体などと連携し、根室市までの整備促進に向けた要望活動を進めてまいります。

以上、令和7年度の町政執行方針といたします。

結びに、政府の掲げる地方創生の精神は、全ての人に安全と安心を保障し、希望と幸せを実感できる社会であり、地方こそ成長の主役とされております。

私は、町長就任以来、五つの重点政策を掲げ、町民の皆様が安心して年を重ね、人も地域も輝き続ける魅力あふれる浜中町を目指し、まちづくりを進めてまいりました。

本町には、すばらしい自然、強い産業、一級品の食材など、既に多くの魅力あふれるものがあります。私は、それらの魅力をさらに磨き上げることで本町の可能性を広げ、成長

につなげてまいります。

行政に求められるニーズは多様化しておりますが、様々な行政課題に正面から向き合い、町民の皆様とともにまちづくりの推進に全力を尽くしてまいります。

町民の皆様並びに町議会の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

日程第3 教育行政執行方針

○議長（落合俊雄君） 日程第3、教育行政執行方針を行います。

教育長より、令和7年度教育行政執行方針の表明を受けます。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 令和7年第1回浜中町議会定例会の開会に当たり、教育行政を代表し、教育行政執行に対する所信と教育行政運営の基本的な考えを申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様にご理解とご協力をいただきたいと存じます。

コロナ禍を終えて2か年が経過し、世の中は日常を取り戻しています。しかし、時代は、AIの急速な発展やグローバル化の進展、少子高齢化、人口減少の進行をはじめとして、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難な時代へと突入しています。こうした時代において、浜中町民一人一人が豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するため、教育の果たす役割はますます重要になると考えております。

今後の本町の教育行政に進むべき方向性を示す羅針盤である第6期浜中町まちづくり総合計画においても、ふるさと浜中に誇りを持ち、生涯にわたり心豊かに学び続け、健やかな人生を実現する次代を担う人の育成を掲げているところであります。

こうした方向性を踏まえながら、教育行政のかじ取り役を担うとともに、浜中町の新しい学校づくり、ふるさと教育と外国語教育の充実、ICTを活用した教育の充実、教職員の服務規律の厳正保持、霧多布高等学校の存続に向けた新たな教育課程編成、大規模改修した総合文化センターの活用、部活動の地域移行に向けた整備など、喫緊の課題と本町の未来に向けた必要となる施策に全力で取り組んでまいります。

以下、浜中町教育大綱の基本理念実現に向け、教育の基本方針の体系に沿って本年度の施策の内容をご説明申し上げます。

豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくりについてです。

学校教育の充実についてです。

学校教育においては、個人一人一人の人格の完成と平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な町民の育成を踏まえ、子どもたちの資質、能力を育むことが求められています。

知——確かな学力、徳——豊かな心、体——健やかな体のバランスの取れた力である生きる力は子どもたち一人一人が学ぶことを通じて身についていきます。その学び方とは、

予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を発揮することで定着します。その生きる力の現代的な意義を踏まえてより具体化し、教育課程を通じて確実に育てる教育を推進してまいります。

教育内容の充実についてです。

各学校の教育課程に基づき、組織的かつ計画的に教育活動の質を高めていくカリキュラムマネジメントの実現により充実させてまいります。

生きる力の育成についてです。

確かな学力の育成についてですが、町独自の学力検査や全国学力・学習状況調査などの各種学力調査の結果を活用し、児童生徒の学力などに関する客観的なデータに基づいた組織的な授業改善を推進してまいります。

また、主体的に学ぶ力の育成に向けたデジタル教科書やICTの利活用を進め、個別最適な学びと協働的な学びを一体として実現する授業改善により一層取り組むとともに、今日的教育課題の解決や自校の教育課題の解決に向けた研究を学校全体で率先して行う学校を研究校として指定し、学校における教育研究への指導、支援を行ってまいります。

あわせて、家庭との連携に基づいた放課後学習や長期休業中の補充学習、1人1台端末を活用した児童生徒一人一人の実態に合わせた学習保障をしてまいります。

豊かな心の育成についてですが、道德教育の充実に向けて、児童生徒が主体的に考え、議論する道德授業の実践化を図るとともに、生徒指導提要进行を活用した取組として、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全、安心な風土の醸成についての研修を進め、全教職員の共通理解、共通実施に取り組んでまいります。

また、学校図書の管理体制の整備や情報化に取り組み、家庭や地域と連携して日常から本に親しむ習慣の定着に向けた読書活動を行ってまいります。

いじめ、不登校等の問題に関しては、浜中町子ども地区会議や1学校1運動の実施、未然防止及び早期対応のための教育相談の充実、スクールカウンセラーの配置、相談相手や心のつながり、学習保障のためにICTを活用してまいります。

健やかな体の育成についてですが、体力、運動能力、運動習慣など、調査結果の分析に基づいた計画を策定し、体育科の授業改善はもとより、継続して運動を続ける意欲を引き出す体力向上の取組を推進してまいります。

地域の特色を生かした教育や学校運営協議会制度の充実についてですが、地域の教育資源を最大限に活用し、社会に開かれた教育課程の実現を目指します。

地域の歴史や文化、自然環境を題材としたふるさと教育の推進により、児童生徒が地域への愛着と誇りを深めるとともに、地域社会の一員としての責任感を育み、霧多布高等学校が進めている浜中学について、小・中学校とも連携し、一貫したふるさと教育の実現に取り組めます。

また、環境保全活動や環境問題の解決に学校ぐるみで取り組む学校版環境ISOや美しい自然環境を未来に引き継ぐまちづくりに参加する自然の番人宣言の取組を継続してまい

ります。

小・中・高等学校についてですが、児童生徒の理解に向けた実態交流や授業交流を通して、12年間を見据えた切れ目のない指導、支援の充実に努めてまいります。また、地域住民が児童生徒に関する課題や目標を共有し、学校運営に参画することを通して学校運営の改善、充実を図るコミュニティ・スクールを町内全ての小・中学校において活用し、保護者や地域住民による熟議の下、学校、保護者、地域の連携による学校づくりを推進してまいります。

特別支援教育の充実についてですが、児童生徒一人一人の実態に応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画を継続的に策定、実施し、将来の自立に向けた支援をさらに強化します。そのために、教職員、保護者によるアセスメント能力を一層向上させるとともに、特別支援担任が適切な教材を準備し、児童生徒と深く関わることのできる環境を整備します。

また、L I T A L I C O教育ソフトの活用をさらに促進し、効率的、効果的な特別支援教育の充実を図ります。

さらに、学習支援員の配置や浜中町特別支援マップを作成し、町教育支援委員会や町健康福祉課、保育所など、関係機関との連携を通して障がいのある児童生徒とその保護者の教育的ニーズを適切に捉えた支援を行ってまいります。

国際理解教育及び外国語教育の充実についてですが、児童生徒が将来にわたって異文化理解や異文化コミュニケーションを実践できる力を育むため、小学校に外国語専科教諭を配置し、外国語活動指導助手を活用します。また、中・高等学校には外国語指導助手を派遣し、児童生徒にとって魅力あふれる外国語教育を推進してまいります。英語検定試験への積極的な取組を奨励し、1人1台端末に英語学習ソフトを導入して活用することで個別最適な学びを支援します。これらの取組を通じて、実践的な英語力の向上を図るとともに、多文化共生社会で活躍できる人材の育成を目指します。

I C T教育の充実についてですが、N E X T G I G Aの実現を見据え、I C Tを活用した個別最適な学びの一層の推進を図ります。特に、児童生徒の多様な学びを支援する教材やアプリケーションの活用を促進し、学力向上とともに問題解決力や創造力を育成します。また、教職員の指導力向上のためのI C T研修を充実させ、教員のスキル向上を支援します。さらに、情報モラル教育を強化し、安全で安心なI C T環境の構築を進めてまいります。

I C T教育のさらなる充実を通じて、全ての児童生徒が未来を切り開く力を身につけられるよう努めてまいります。

教職員の指導力向上についてですが、教職員の指導力向上を図るため、服務規律の厳正保持を基盤とした取組を推進し、定期的に点検していきます。職務遂行に必要な基本姿勢の再確認を目的とした研修を実施し、法令遵守や倫理観の涵養を図るとともに、学校運営や教育活動における透明性を徹底していきます。

また、学習指導力や生徒指導力向上を目指した研修を計画的に実施し、多様な課題に対応できる専門性の強化を図ります。

信頼される教職員の育成を通じ、質の高い学校教育の実現に努めてまいります。

学校における働き方改革の推進についてですが、浜中町働き方改革アクション・プラン第3期を基に、校務の効率化と役割分担の推進、学校運営体制の見直し、教職員の意識の変容を促す取組を引き続き進めてまいります。また、校務のDX化を一層推進し、業務の効率化や負担軽減を図るとともに、教職員が教育活動に専念できる環境整備に努めます。

学校サポート体制の充実をさらに進め、地域や外部人材との連携を強化し、学校業務全般の支援を拡充してまいります。

教育環境についてです。

児童生徒や教員にとって安心、安全で快適な教育環境を確保するため、学校施設の計画的な整備に努めてまいります。また、保護者への経済的負担軽減にも取り組んでまいります。

校舎、屋体についてですが、各種学校整備の保守点検を実施するなど、児童生徒及び利用者の安心、安全や施設の老朽化の緊急度を考慮しながら改修、補修を行い、施設、備品の維持管理に努めてまいります。また、近年問題視されている夏の暑さに関し、対応策に段階的に取り組んでいきます。

閉校施設についてですが、町長部局と連携し、利活用可能な施設については積極的な推進を行い、老朽化した施設は解体を検討してまいります。

教員住宅についてですが、教員住宅の改修、補修や民間住宅へのあっせんを行い、快適な住環境の提供に努めてまいります。また、学校配置の適正化に合わせ、教員住宅の整備計画を検討します。

学校配置の適正化についてですが、浜中町学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、霧多布中学校を霧多布小学校内へ併設するため、実施計画を進めてまいります。また、散布地区において、小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校の導入検討を地区に先駆けて進めてまいります。

スクールバスの運行についてですが、バス通学における児童生徒の負担軽減を図るため、適切な路線設定による効率的な運行を行い、安全運行を徹底してまいります。

児童生徒の安全確保についてですが、学校の実態に即した危機管理マニュアルに基づき、地震・津波災害などの具体的状況を想定した訓練を実施し、安全確保に努めてまいります。また、防災教育の充実を進め、居住地域によらず適切な防災教育を行い、そのために浜中町として児童生徒に育てたい資質、能力を明確にし、学習コンテンツづくりや罹災後を想定した町民皆で乗り越える風土づくりができる教育の準備を進めてまいります。

さらに、家庭や地域、各関係機関と連携しながら、校内外、登下校時の安全対策として、新たに子ども110番の家事業を実施するとともに、病気やけがの予防、薬物乱用の防止、心身の発達と性に関する指導を通して自ら身を守ることのできる子どもを育成する安全教

育を実施してまいります。

保護者負担の軽減についてですが、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する就学援助や修学旅行費の援助、育英基金を活用した奨学金の給付、遠距離通学費助成を引き続き実施してまいります。

学校給食の充実についてです。

学校給食は、生きた教材として子どもたちの食育に大きな役割を担っています。

食育についてですが、食事の重要性や食への感謝の気持ちを育みながら、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るため、栄養教諭による指導を学校と連携して実施してまいります。また、地場産や道産食材を優先的に使用した栄養バランスの取れた魅力ある食材購入を計画的に進め、給食調理室の衛生管理を徹底し、民間への調理業務委託の継続により、安心して安全なおいしい学校給食を安定的に提供してまいります。

高等学校教育の振興についてです。

社会人としての基礎を培う教育活動の充実、地域に貢献する人材を輩出する学校づくりに取り組んでまいります。また、地域住民に愛され、信頼される魅力にあふれた学校生活を学校ホームページなどで発信してまいります。

さらには、入学者獲得のため、積極的な広報活動を展開するとともに、地域密着型で魅力ある教育課程の編成を検討してまいります。

教育内容の充実についてですが、外国語教育と社会に開かれた教育課程の浜中学の一層の充実を図り、町立高校として地域資源を最大限に生かした企業体験学習などを実施し、探究学習、キャリア教育の特色ある教育活動を推進するなど、地域社会に貢献する人材を育成してまいります。

海外交流視察研修は、外国語をツールとして発信、交流、課題解決や問題提起ができる人材を育成し、国内における産業視察研修、環境視察研修は、事業内容の充実を図り、生徒の知見を深め、郷土愛を育み、これら視察研修での学習内容を地域へ還元できるよう、引き続き実施してまいります。

また、生徒一人一人の個性や能力に応じた指導の充実を目指し、少人数指導や習熟度別授業の学習指導、個別支援制度を活用した進路指導により、生徒のニーズに応じたきめ細やかな教育を行ってまいります。

さらには、高度情報化社会に対応できる人材の育成に向けて、ＩＣＴ機器を活用した授業展開や主権者教育の充実など、知識や技術はもとより、未来社会で生き抜く力の育成に努めてまいります。

教育環境の整備、充実についてですが、雨漏り防止のための外部窓回り補修を実施するなど、計画的な施設の維持管理に努めてまいります。

スクールバスを運行し、通常の登下校及び部活動などにおける下校の手段並びに各種学校行事などにおける生徒の移動手段を引き続き確保してまいります。

また、教職員の働き方改革のため、ＩＣＴ機器の整備と活用を進めてまいります。

さらには、遠距離通学費、各種模擬試験、検定費用の全額補助、見学旅行費の一部補助を引き続き実施するとともに、地域みらい留学者への寮費の半額補助を新設し、保護者の負担の軽減や生徒の安定した高校生活の支援に努めてまいります。

社会教育の推進と充実についてです。

町民が生きがいを持ち、健康で心豊かな生活を営むためには、生涯各期での様々な学びが必要なことから、町民の自主的、主体的な活動を支援するとともに、課題に応じた学習機会を提供してまいります。

また、社会教育活動に関する課題を捉え、それらについて、関係団体と連携協力の下、解決へと結びつけるコーディネート機能の充実に努めてまいります。

乳幼児期教育の充実についてですが、乳幼児の豊かな心を育み、健やかな発達を促し、親子の触れ合いを深めるため、にこにこファミリーフェア、ブックスタート、総合文化センターキッズコーナー整備事業などを引き続き実施するほか、町健康福祉課や保育所と連携協力を図ってまいります。

青少年期教育の充実についてですが、青少年に体験を通じた学習の機会を提供するため、少年少女国内派遣事業、中・高校生ボランティアリーダー養成講座などを引き続き実施するほか、学校向けの事業の生涯学習活動推進支援事業、少年と高齢者とのふれあい促進事業、親子ふれあい学級、中学生の陶芸体験を通して学校との連携協力を図ってまいります。

このほか、青少年の健全育成のため、少年の主張大会を実施してまいります。

成人期教育の充実についてですが、成人に地域課題の解決や生活に生かされる学びの機会を提供するための講演会を実施するほか、事業を通して仲間づくりや主体的に活動することのできる人材の育成に取り組んでまいります。また、子育て世代に向け、総合文化センター内に創出した交流スペースの充実や家庭教育講演会の実施など、子育てに対する不安や悩みの解消につながる支援体制の整備に努めてまいります。

高齢期教育の充実についてですが、高齢者の健康で文化的な生活を支えるため、生きがい教室を実施するほか、町健康福祉課や社会福祉協議会と連携協力を図ってまいります。

学習拠点の充実についてですが、学習拠点としてリニューアルした総合文化センターの機能を活用し、誰もが文化芸術活動に触れ合うことのできるような芸術鑑賞事業や文化活動体験事業の開催に取り組んでまいります。また、施設が有する図書館・博物館機能を通じて、読書活動の推進や歴史学習の機会の提供を図るとともに、社会教育活動の情報発信に努めてまいります。

芸術文化活動の推進についてです。

芸術や文化は、豊かな情緒と感性を育み、人生に楽しみと潤いをもたらしてくれます。豊かで文化的な生活を営むため、芸術や文化に親しみ、深めていくことができるよう、機会を提供してまいります。また、町民が生涯各期において自らの趣味、嗜好に応じた芸術や文化に親しむことができるよう、芸術文化活動の推進に努めてまいります。

芸術文化の振興についてですが、地域の芸術文化活動の持続可能性を高めるため、文化

協会や各団体へ引き続き支援するほか、活動の成果を発表する機会として総合文化祭を継続して開催するとともに、全道・全国規模の大会に出場する個人及び団体へ支援してまいります。

文化財の保護、保全についてですが、文化財の重要性への理解を深め、後世へ受け継いでいくため、引き続き文化財の保護に努めてまいります。また、総合文化センター郷土資料室を活用した学習機会の充実を図り、本町の自然や歴史、文化を後世へ伝承していく役割を担ってまいります。

スポーツの振興についてです。

気軽にスポーツを楽しむことは心身ともに健康で明るい生活をもたらしてくれます。また、健康への意識が高まり、スポーツを通じた健康づくりに関心が向けられております。このため、本町においては、豊かで健康的な生活を営むため、スポーツに親しみ、深めていくことができるよう、機会を提供してまいります。また、各スポーツ事業を展開する上で利用者の安全を確保することはもちろんのこと、近年の気候変動により、猛暑の日が続く場合の施設対応や熱中症対策等を徹底し、町民が安全、安心して親しみことができるよう、スポーツの振興に取り組んでまいります。

スポーツ活動の振興についてですが、地域のスポーツ活動の持続可能性を高めるため、引き続き、スポーツ協会やスポーツ少年団、各団体への支援のほか、活動の成果として、全道・全国規模の大会に出場する個人及び団体への支援を実施してまいります。また、スポーツ推進委員会を中心として、子どもがスポーツに参加する機会を充実させ、町民誰もがスポーツ及びレクリエーション活動を実践し、参加することができるスポーツ教室や競技大会を企画、運営し、競技人口の拡大と指導者の育成に努めてまいります。

部活動の地域移行についてです。

本町の中学校における部活動の地域移行についてですが、部活動地域移行検討協議会を中心とした町民ニーズ等を踏まえ、部活動を拠点校化とし、生徒がスポーツ・文化芸術活動を格差なく活動できるよう、環境整備に取り組んでまいります。

拠点校化に向けてですが、生徒の送迎方法や教員に代わる指導者の確保など、様々な課題を整理し、スポーツ協会及び文化協会などの関係機関との連携を図りながら取り組んでまいります。また、部活動の地域移行と併せ、児童のスポーツ・文化芸術活動を支援し、町内の小・中学生が一体となってスポーツ・文化芸術活動に取り組むことができる環境整備も併せて進めてまいります。

スポーツ施設の充実についてですが、町民の主体的なスポーツの活動を支援するために、大規模運動公園をはじめとした社会体育施設の整備、メンテナンスを行い、利用促進を図ってまいります。

このほか、施設の長寿命化に向け、計画的な改修を実施してまいります。

以上、令和7年度の教育行政執行方針といたします。

結びに、現代における教育課題は高度化、複雑化しており、それに伴って教育行政が取

り組むべき使命も非常に重くなっておりますが、ふるさと浜中に誇りと愛着を持ち、本町の未来を担う子どもたちが自らの夢や希望の実現に向かって生き生きと学ぶ学校教育と生涯にわたる学びや文化、スポーツに親しみ、生活に潤いと活力を生み出す社会教育を積極的に展開してまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

日程第4 一般質問

○議長（落合俊雄君） 日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） 通告に従い、一般質問を行います。

魅力ある景観形成についてと題して質問をさせていただきます。

令和7年度の町政執行方針に掲載の魅力ある景観形成についてに関わっての質問であります。

1 点目として、本町において、景観条例が令和6年4月1日に施行され、景観計画が10月1日に策定されています。この景観計画に基づいて魅力ある本町の景観形成に取り組むという執行方針が出されておりますが、具体的に取り組む事例についてお示しいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

初めに、浜中町景観条例及び浜中町景観計画の目的についてです。

景観条例においては、第1条で「町民、事業者及び行政が協働して浜中町の豊かな自然と美しい景観を守り、創り、及び次世代に継承することを目的とする」と定めており、景観計画においては、霧多布湿原などを中心とした貴重な自然景観、雄大な牧草地がある景観などを保全し、観光地として価値を高めるとともに、豊かな自然環境を守り、次世代に引き継ぐことができるよう、浜中町らしい景観形成を推進していくことを目的としておりまして、まずは、今の景観を守り、次世代へ引き継ぐということが一番の重要ポイントと考えております。

そのために何ができるかですが、現状としましては、再エネ事業者からの問合せに対し、景観計画があること、景観計画の内容とそれに沿った必要な措置を取っていただくように説明すること、また、広く景観計画を知ってもらうことが景観を守るという視点で重要なことと考えております。さらに、係をまたぎますが、空き家対策、ごみ拾い活動に対する支援、協力等も景観を守るという点で重要なことだと考えております。

今後は、景観形成はまちづくりでありますので、景観計画の目的、方針に沿ったまちづ

くりができるよう、各課連携の下、景観計画の運用に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） ただいま住民環境課長から説明がありました。まさに、景観計画は、景観を守り、次世代に引き継ぐためのものですよね。私もトラスト活動をやっていますが、大事な環境を次世代に引き継ぐことを基本にしていますので、そんなことでこれからもやってほしいなと思います。

なお、空き家対策もごみ拾いもその中の一環だよ、町民と一緒にやってやるよというPRをしていくとのお答えをいただきました。そこで、町民に知っていただくためにはどういう方法があるのかなと私も考えてみましたが、一番手っ取り早いのはダイジェスト版をつくって全町民に配付するということだと思います。こういう計画ができました、これに基づいてごみ拾いをするほか、景観を維持していくのだよということを伝えていくべきだと思いますが、それについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

景観計画は80ページもあるものですから、議員のおっしゃるとおり、景観計画があるよということに加え、その内容を知っていただくため、簡易な概要版を作成したいと考えております。今回の答弁調整の中でもその話が出ておりましたし、やっていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 1番目の質問については了解いたしましたので、そのように積極的に進めていただきたいと思います。

次に、2点目以降の質問をさせていただきます。

四つありますが、一つずつ質疑をさせていただきますので、ご了解ください。

まず、令和元年12月定例会の一般質問で、観光地として誇れる美しいまち、心地よいまち、楽しいまちであるためには施設整備や景観管理が重要であり、現状把握に努めるとともに、浜中らしい景観の維持、創出に向け、景観条例、景観計画の策定を求めていました。

関連して以下伺います。

（1）ですが、本町の景観条例の制定、景観計画の策定は令和4年度の予定から延期されておりましたが、所管課の努力によって今年度に策定されました。ちょっと時間がかかりましたが、本当によかったな、やっとなと安堵しております。

この景観計画では、景観エリアを定め、景観重点区域を定めております。連動しての話になりますが、再生可能エネルギー発電施設の設置を抑制する条例についても今定例会で提案される予定であり、その条例改正の折に詳しい質問をしたいなと思っておりますが、その前段で質問をさせていただきたいと思います。

景観計画と景観条例ができて、観光地として誇れる美しいまち、心地よいまち、楽しいまちに格段と近づいていくと私は思っているのですけれども、まず、町政のトップとして、町民に条例による取組の推進への理解と協力を求める事案があればお答えをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

再生可能エネルギー発電施設の設置条例とも絡めてのご質問とともに、まずは町民の理解についてであります。

再生可能エネルギー施設の設置に当たりまして、そこが町有地や民有地ということであれば、町民の皆様の理解と協力を得らなければならないということで、理解を得られるための取組を町としても進めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、景観のまちづくりについては、町民の皆様、そして、事業者の皆様にもご理解とご協力をいただかなければなし得ないと思っておりますので、その点も踏まえまして、これからの取組をしていきたいと思っております。

加えまして、この4月から、霧多布を拠点とし、地域おこし協力隊の方々の活動がスタートするわけですが、地域のにぎわいの創出も含め、にぎわいのある景観づくりについても大いに期待しているところであり、これからの活動に期待をしております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 景観計画に関しては、重点エリアが前に示されていきましたよね。また、景観づくりのイメージも出ていまして、主に道道周辺については道路から何メートル以内には太陽光発電設備をつくったらまずいですよという話も聞いております。

先ほど言ったように、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の一部改正に関わって聞いておきたいと思っているのですけれども、今回、条例の中身を見ても、どこをどうするのが見えてこないのです。

規則に委ねるといような中身になっているということで、図面で示せとは言いませんけれども、その規則は示していただけるのか、もうできているのかどうかを聞いておきたいのです。景観計画と連動してということで、抑制区域が景観の重点区域と重なっているのかどうかも知っておく必要があると思っておりますし、町民の皆さんにも知ってもらう必要があるのではないかなと思います。

先ほどダイジェスト版の話をしましたけれども、その中では大事な部分も出てくるはずですよ。そして、再生可能エネルギーの抑制区域が重なっていれば、そのエリアでの設置は遠慮してもらって、町長が事業者に対して規制する、許可しないということも条例の中にありますよね。それを説明していただきたいなと思っておりますが、再度お答えをいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

今回の再エネの条例改正の中身についてですが、禁止区域だけだったものから抑制区域をつくらせていただきます。

議員のご指摘のとおり、指定する場所ですが、素案はもうできておりまして、まず、この条例が通りましたら抑制区域を設けます。さらに、別表第2として、今の案では、河川区域や砂防指定地、国定公園、鳥獣保護区、新たにつくりました景観重点区域、そして、ラムサール条約登録湿地などを加えることになっております。

また、地図上という話も議員からありました。今年度内につくれるかを申し上げることにはできませんが、令和7年度は抑制区域のゾーニングをするということで動いているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 現条例では禁止区域を設けていると言われました。何回も言っているように、なぜ改正しなければならないのか、一部改正でもいいので、やってくださいと言っているかです。禁止区域は規則に委ねられているとは言われますが、地すべり区域など、法的なものだけだったのです。そこは法で絶対に建てられない場所です。でも、そこ以外であれば、事業者は幾らでも民有地を買って経済産業省に届け出れば設置できたわけです。でも、それをちゃんと抑制しましょうということで新たに出したというのは分かります。今、課長から説明がありましたので、それについては了解しましたが、きちんと規則を定めていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

令和元年12月の定例会の一般質問で聞いたハマナスロードの景観整備についてです。

翌年にすぐ種を買ってきて、担当課の方々が一生懸命いろいろな花を植えてくれました。でも、やっぱり塩害で枯れてしまうということです。ただ、6年度に植えた花が案外もっているとのことでしたので、その経過と今後の計画について説明をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（川村則彦君） それでは、ハマナスロードの景観整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、植栽ますの一部での花植えについてです。

今年度に引き続き、厳しい環境に強いとされるベコニアを植えたいと考えており、今年度と同数の200株の苗購入の予算計上を行っているところです。

昨年度は一、二週間ごとに職員が水やりを実施しておりましたが、今年度は人が手をかけない状態ではどうなのかを観察したところでございます。屋外であり、気象条件等も異なりますが、結果的に生育はあまりよくありませんでした。このことから、来年度は定期的な水やりが必要と考えているところであります。

なお、来年度の植栽の時期ですが、観光シーズン前の時期に実施したいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） ハマナスロードの植栽ますの一部しか今はやっていませんけれども、ベコニアが塩害に結構強そうなので、令和7年度もベコニアを植えていきたいという話でありました。

今は墓地の水取り場から上がってくるところの交点にあるところで植栽しているわけですが、実際は、役場のほうから上がって行って、ハマナスロードという看板がある上海岸に降りていく手前のところからずっと岬のほうまでハマナスロードという名前がついていて、これは観光パンフレットにも多分載っているはずで、ハマナスは浜中町のシンボルでもあります。

活着しているところもあるのです。歩道の植栽ますの中にあったハマナスを裏手の歩道の裏側のほうに移植したはずなのです。それで、ついているところは結構ついているのです。あれは活着率が結構いいと思いますので、今ついているものを途中からでも切って挿し木するだけでも増えていくのではないかなと思っているのです。多いところもあれば、まるっきりないところもあるので、ないところにはそういう手だてを取ることも考える必要があるのではないかなと思っているのです。

植栽ますについては、観光客が来る前に植えて、水やりも定期的にやりたいということですが、職員の手でやるのは大変なことだと思うので、別な手だてを考えているのかも含め、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 建設課長。

○建設課長（川村則彦君） ハマナスの状況についてお答えいたします。

以前、植栽ますから路肩に植え替えておりますハマナスについてです。

これは浜中町を代表する花で、なれ親しんだ花です。ただ、大変申し訳ないのですが、実は、今年度、その実態を詳しく調査しておりませんでした。聞く話によると、若い芽が出ている箇所があると伺っております。

先ほど、挿し木等で育つということでしたし、町を代表する花でもございます。規模が大きければ職員ではできないところもありますけれども、令和7年度は、まず、実態調査を先に行いたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 今の答弁はハマナスに関しては実態把握をするということですね。

植栽ますはどういう計画でいますか。それだけ聞いておきます。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

植栽ますの今後についてです。

ハマナスロードという名前がついているという上での植栽ますについてですが、あまり手がかからないということで、延長も長く、面積も広くということかと思っています。取りあえず、令和7年度についてはベコニアを200株植えて、水をやりながら状況を見ていき

たいということです。

なお、今後についてですが、当初、ハマナスを植えるということで整備されていましたが、非常に場所も広いので、全面的にベコニアその他の花を植えるのは現実には難しいのかなと思っております。

その中で、例えば、一部の植栽ますのところに部分的にほかの花を植える、あるいは、ハマナスを一部持ってくる、あるいは、ベコニアは単年草ですけれども、例えば、環境に強い多年草のものがあれば植えてみるなども考えながら、これからどうしていくかを協議したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） まちの人の声を伝えるのも私たちの仕事なので、申し上げます。

まちの人から聞きますと、標茶町に行けば沿道にコスモスがきれいに咲いていて、弟子屈町のほうに向かっても、それぞれのまちの中に花があるということです。浜中町においては、国道から茶内に入りますと、塩害が関係ないですから育つのです。すごくきれいで景観にマッチしたまち並みがあります。しかし、霧多布に入りますと、大橋から降りたところから防草シートが張られていて、幾らかぽつぽつと木が植えられているというような状態です。

当時、なぜこういうことになったのかということで、釧路土木現業所の厚岸出張所まで行ったら、これは町からの要望でそういうふうになりましたと言うから、議会でも聞いたのですけれども、やめてもらいました。

3区のほうからずっと残っているということですが、なぜそうなったかといったら、自治会に任せていたけれども、もう対応できなくなった、花植えも草取りもできないという話で、それであれば別な方法があるのではないのかということでやってきた経過があります。

浜中町全体がきれいなまち、景観にマッチしたまち、楽しいまち、美しいまちになってほしいということからのこの質問なのです。

今、防草シートがハマナスロードにあるのですけれども、蓋がされていて、風でゆらぐのか、蓋がぱっと飛び出ている、結構見えています。観光シーズンもああいうふうにしておくのが果たしていいのかということもあります。

防草シートは防草シートのままでも、蓋を取ったらそこは土なのです。そこにハマナスを部分的に植えても、多分、草はその辺しか出ないから、管理しやすいのではないですか。そんなことも考えていただけないものかなと思っています。

それに関して、副町長、お答えください。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

ただいま議員からご指摘をいただいたのは、アゼチ岬に通じる観光道路であるということで、観光客の方も見えられ、浜中の景観では非常にすばらしい場所であります。現在は防草シートを敷いているということでもありますけれども、例えば、剥がれていたり、飛散

したりしている状態では非常にまずいので、適切に対応していきたいと考えております。それでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 一般質問中ではありますが、この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） それでは、魅力ある景観形成の（3）について質問をいたします。

景観が主ですから、本来であればふるさと広場のほうが先だと思っていたのですが、こういう書き方になってしまいました。そのまま行きますので、よろしくお願いします。

湯沸にある旧霧多布上水道施設及び霧多布ふるさと広場周辺の環境整備について伺います。

まず、湯沸山の貯水池を活用した上水道施設については昭和33年の12月に完成しているとのこととあります。僕らはダムと言っていますが、正式には取水堰と言うようです。飲用水とするためのろ過槽もろ過池と呼ぶそうでありまして、訂正をさせていただきたいと思います。

これらが老朽化し、仮にダムが大きな地震等によって決壊した場合、下流域の住民に多大な影響を与えることになるので、この施設の早急な点検が必要ではないかということがまず一つです。

あわせて、こちらのほうが重大かなと思っているのですが、使用不能なトイレの点検も含め、貯水池周辺の木柵が倒れていたりしております。それから、取水堰の上にある鉄柵の歩道も結構傷んでいますし、また、草刈りについても、1度や2度はやっているのでしょうけれども、遊具が置いてあるところも結構ぼうぼうと茂っている状態にあります。

町管理の施設だと思っていますが、町管理のエリアであるのかどうかをまず確認しておきたいと思います。

それから、トイレについてです。

トイレが手前と奥のほうと2か所あるのです。奥のほうは見えていませんが、手前のほうのトイレは結構汚れていたり傷んだりしていますし、あずまやも木製だということで、いつ朽ち落ちるかが分からないような状態にあると思います。

観光客がトイレに立ち寄りしたりしているみたいですから、町設置のもので、解体などを検討されているかどうか、お答えをいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） 湯沸山の旧霧多布上水道施設に関するご質問にお答えいたします。

この施設は、旧湯沸浄水場の施設でありまして、取水堰、ろ過池は定期的に点検をして

おります。また、老朽化が進んでいることは確認しております。竣工から66年が経過しており、地方公営企業法で定める法定耐用年数の60年を超過している施設です。

それぞれの状況を申しますと、取水堰は、高さ約6メートル、幅約8メートルのコンクリート構造物です。先日、コンクリート構造物に知見があります建設業者に協力をいただきまして、目視点検を実施させていただきました。取水堰の支柱や擁壁等のコンクリート構造物に亀裂、一部欠落が見られるものの、堰本体からの亀裂等による漏水は確認されておらず、堰本体が近年に崩落する危険性は少ないものとの見解が得られております。

しかしながら、この施設は昭和56年以前の旧建築基準で施工された施設であり、千島海溝沿いの巨大地震が発生した場合には崩落の危険性があることから、今後、解体、撤去が必要と認識しております。

ろ過池に関してですが、水槽構造物で、現在、3か所の入り口は木製の板で閉鎖し、侵入できない状況となっております。このろ過池は、縦12メートル、横23メートルの鉄筋コンクリート製の水槽が地下に埋設されているもので、取水堰と同様に旧建築基準で施工され、竣工から66年が経過しており、劣化が進んでいる状況です。

なお、こちらも耐震性がなく、埋設されている水槽が地震によって倒壊する可能性も考えられることから、解体、撤去が必要と認識しております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 一緒に質問しましたがけれども、先に再質問させていただきます。

湯沸山の貯水池はロケーション的にはすごくいいところで、鯉もいるし、小さな子どもが遊びに来ることもありますので、大きな地震が来た場合にもし取水堰が決壊すれば、下流に住む住民にも大きな影響を与えるのではないかという地域の声がありました。

それで質問したわけですがけれども、今聞いてみますと、昭和33年に設置してから66年がたったということですね。耐用年数が60年ということですが、現在、亀裂も入っていないし、大きな地震が来れば分からないけれども、今の状態では決壊の心配はないということで、まず安心しました。

それから、ろ過池についても同じ年につくっているのしょうから66年がたっているにもかかわらず、そんなに劣化していないということですが、耐用年数は60年で、耐震性もないということでした。

いずれにしても将来的には解体したほうがいいという話ですがけれども、多分、取水堰、もろ過池も構造物としては相当大きなものですから、それを壊すとなれば、池の水を全部出してからでないといけないのではないかなと思います。

あそこの周辺はすごく景色がいいし、総務経済常任委員会の道外視察研修の口頭報告で、例えば、あそこを活用して観光施設を整備することも考えてはということで話をしたのですけれども、池を残すとなれば相当な改修費がかかるだろうと思います。

聞いていいのかは分かりませんが、どのぐらいの費用がかかるのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） お答えします。

まず、取水堰の解体工事は、超概算になりますけれども、6000万円から7000万円です。こちらは、解体に係る仮設費が大変大きくなるということです。池を一旦仕切って、鋼矢板などで仕切りまして足場等を組みながら解体していくという工事になりますので、仮設費自体が莫大な経費となります。

また、ろ過池の解体工事は、こちらも概算ですけれども、2000万円から3000万円の推定費用となっております。

参考ですが、取水堰自体を現建築基準法に沿って改修する場合は仮設費用が、また、鉄筋などがむき出しになっている部分もありますので、鉄筋の打ち直し、そして、コンクリートのかさ増しが必要であり、それらを合わせますと約1億円以上という概算の数字が出ております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 今聞いて、費用が随分かかるなとびっくりしました。

私の思いとしては、いいロケーションですから、池を何とか残して、グランピング施設とかにして思っていたのですが、町内には解体しなければならない公共施設がたくさんありますし、やっと旧琵琶瀬保育所に解体の予算がついたという状態です。まだひび割れとかはしておらず、大きな地震に見舞われない限りはもちそうだという気もするのですが、どうなのでしょう。耐用年数の60年から6年も経過しているということですね。

これは町長に聞きたいのですが、今後の解体に向けての筋道を聞いておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えをいたします。

湯沸浄水場の施設である取水堰とろ過池の解体に当たりまして、原課が事業者と一緒に点検し、概算でありますけれども、費用を出してくれたということです。

ただ、その財源につきましては一般会計からの繰入金になります。今、数字を示しましたとおり、高額な事業費がかかりますので、そういったことも含めると二の足を踏みますけれども、いかにせん発生確率が高まっている日本海溝・千島海溝周辺海溝型の巨大地震に重きを置きますと、早いうちに解体の方向に行かなければならないと町長としては考えております。

ただ、議員が言われたとおり、あそこは、私たちが小学生の頃にふるさと広場として整備しましたので、本当にいい遊び場でしたし、ロケーションもすごくいい場所です。また、観光地として、キャンプも含め、議員が言われるとおり、グランピングの施設として使われれば最高ですが、いかにせん、調べるために深掘りしますと、そういった費用がかかりますし、池の水を抜いての工事になるということでもあります。

今の財源状況も含め、今後、早急に協議させてもらいたいと思いますので、ご理解願

たいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） 今、町長からそういう話がありましたし、十分に検討して対応していただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 霧多布ふるさと広場についてお答えをいたします。

ふるさと広場につきましては、昭和 52 年から 53 年に整備されて以来、47 年が経過しております。ここに当時整備されたトイレなどが今もなお設置されております。ただ、一定の役目を終え、平成 19 年度に水道の給水を止めており、トイレについてはそれ以降の使用を中止しているところです。ただ、議員がおっしゃったとおり、あずまやや遊具はそのまま残っている状況です。

草刈りも平成 27 年度までは実施していたところですが、それ以降は実施していません。ただ、町有地ですので、町管理の敷地になります。

トイレについては、今後、直して使うという予定はございませんので、解体し、撤去したいと思っておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、財源等の問題もありますので、まず、町有施設の解体リストに掲載し、財源のめどが立ち次第、順次、解体、撤去に向かっていきたいと考えています。そのほかのあずまやなどもいずれは解体したいと考えているところです。

○議長（落合俊雄君） 5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） 施設については町の管理であり、いずれは解体の方向で考えているということです。

でも、景観のことも含め、将来、あそこのエリアを使うとすれば、壊すものは壊したとしても、町有地ですから管理はきちっとやるべきだと思うのです。ましてや、池の周りの木柵が結構倒れたりしていますので、あれは直しておいたほうがいいなと思います。あれだけは早めに手をかけていただくよう、お願いしておきたいと思います。

それでは、（4）に入ります。

湯沸山には霧多布ふるさと広場につながる遊歩道が整備されておりますが、エゾシカも利用しているようですし、生息数も急激に増えていると聞きます。去年の段階では、50 頭近くがいると聞いていました。

課長の答弁では、くくりわなを増やし、定点カメラを設置して対応したいという話もありました。過去には、令和 3 年度が 11 頭、令和 4 年度が 9 頭、令和 5 年度が 9 頭ということで 29 頭の実績があるのですが、令和 6 年度は何頭を駆除されたのでしょうか。

また、今後の捕獲の関係です。今年度予算では前年度と同じく 52 万 8000 円が予算化されておりますが、たくさん捕って町民の安全を図ってほしいのです。湯沸地区の方は衝突事故を起こして車を傷めていたりする人が結構いますし、琵琶瀬のほうから大橋を渡って霧多布に入ってくるのですが、そこで親子連れの鹿をはねた、ただ、振り返ってみたら

鹿はいなくて車だけが傷んだという話も聞いていますから、今後の対応についても含めてお答えをいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） お答えします。

まず、くくりわなによる令和6年度の実績についてお答えします。

6年度につきましては、3月3日の速報値ですが、28頭の駆除を行っております。

今後の対策についてですが、湯沸地区内に生息している個体数管理として、現在実施しているくくりわな猟は継続して行います。また、酪農学園大学との共同研究を継続して行います。

今年に入ってから湯沸地区内にいるエゾシカ2頭にGPS首輪を装着することができました。その個体を追跡調査した結果、榊町地区と湯沸地区を往来していることが判明しました。その2頭のうち、1頭は大橋経由、1頭は潮路橋経由のルートで往来しておりました。

その結果を踏まえると、今後は榊町地区の個体数管理も重要になってくるのではないかと捉えているところです。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 的確な答弁をいただきました。

酪農学園大学も含めての調査をしていただいたということです。私もあそこを通るので、決まった時間に鹿の群れが浜に下りていくのです。そして、夜になると、その鹿がすみよい湯沸に上がってくるのかなと思っています。

榊町でも何らかの仕掛けをしないと減っていかないと思いますが、その対策はどのようなのでしょうか、お聞かせください。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） お答えします。

榊町地区についてです。

奥のほうには鳥獣保護区があるのですが、市街地は鳥獣保護区になっていないことから銃の使用ができます。ただ、地元との協議の中でも銃の使用を望んでおられないということもありまして、地元と協議した結果、今年に入ってからくくりわなではなくて箱わなを設置しており、既に4頭ほどを駆除しております。

あわせて、湯沸地区でくくりわなを設置している方に榊町でもできないのかどうかを打診しようかと考えているところです。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） できるだけ多く捕獲して住民の安全、安心を図っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします、終わります。

○議長（落合俊雄君） 以上で川村義春議員の一般質問は終了しました。

次に、4番三膳時子議員。

○４番（三膳時子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

下水道の整備についてです。

１月２８日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故が連日報道されております。その後も下水道管の破損が原因とされる大きな事故が発生していることから、必然的に我がまちの下水道についても関心が高まり、町民からも不安の声がありますので、以下質問させていただきます。

我がまちの下水道管はどんなものが埋め込まれているのか、材質や太さをお知らせ願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） それでは、ご質問にお答えいたします。

本町の下水道管の管の種類、口径、延長をお答えいたします。

まず、管種はヒューム管で、鉄筋コンクリートの管になります。また、塩ビ管、ポリエチレン管の３種類です。

口径は、４００ミリから５０ミリのものを埋設しております。

管種別の延長としましては、ヒューム管が１．５４キロメートル、塩ビ管が５３．３３キロメートル、ポリエチレン管が１３．３キロメートル、口径別で言いますと、４００ミリのものが１．６７キロメートル、３００ミリのものが０．５３キロメートル、２５０ミリのものが２．０９メートル、２００ミリのものが２７．６７キロメートル、１５０ミリのものが２５．２６キロメートル、１００ミリのものが７．３２キロメートル、７５ミリのものが２．３９キロメートル、５０ミリのものが１．３５キロメートルで、総延長としまして６８．２８キロメートルが布設されております。

○議長（落合俊雄君） 三膳時子議員。

○４番（三膳時子君） 今、詳しく管の延長を教えていただいたのですが、我がまちは設置するところで管の太さが変わっているのですか。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） 管の口径はそれぞれ違うのですが、下水道のメインとなるところは一番太い管です。地区によって支線となる管もありますので、支線になる管は５０ミリや７５ミリといった細い管が枝状に布設されており、幹線は口径が太いといったイメージで考えていただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 三膳時子議員。

○４番（三膳時子君） 分かりました。

次の質問になりますが、今使われている下水道管の耐用年数は我がまちでは何年なのでしょう、また、年数がたっている管の点検はされているのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） お答えいたします。

下水道管の耐用年数は、管の種類を問わず、５０年となっております。

本町の下水道管の布設の初年度が平成８年となっておりますので、最大で２９年の経過年数となっております。

管渠の点検についてですが、地区別で漏水調査等の点検を定期的を実施しております。その調査で、管渠の継ぎ手などから入ってくる浸入水が発見された場合は早急に修理を実施しております。

また、令和５年度からですけれども、国庫補助事業を活用し、管路の劣化診断を実施しております。調査箇所としましては、経過年数の順に、霧多布地区、暮帰別地区、新川地区、仲の浜地区、琵琶瀬地区の中で調査を実施しております。

診断の結果としましては、管のたるみ、浸入水等が若干確認されたものの、早急に改修または更新が必要な管渠はありませんでした。ただ、今後、浜中地区、茶内地区、散布地区においても経過年数順に調査を実施する予定でございます。

また、埼玉県の事故報道を受けまして、事故の要因はヒューム管となっておりますけれども、こちらが浜中町でも布設されておまして、榊町地区、新川地区、琵琶瀬地区、茶内地区について、今回、その全てを２月１７日に私どもの職員と委託業者によって緊急点検しました。ただ、その結果、硫化水素などでの劣化による破損等は確認されておりませんでしたので、報告いたします。

○議長（落合俊雄君） 三膳時子議員。

○４番（三膳時子君） 計画的に点検されているのですかと聞いたかったのですけれども、詳しく教えていただきましたので、よく分かりました。

次の質問に行きます。

町内には陥没しているマンホールが複数見られるのです。その上を通ってもマンホール自体は大丈夫なのか、素人考えですが、マンホールがもっと沈んでいくのではないかと、また、それにつながっている管がゆがんでいくのではないかと思いながらも通っているわけです。

わざわざ陥没しているところを通ることもないのですけれども、大丈夫なのでしょう。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） まず、実際に道路との段差があるマンホールはございます。

段差が生じる原因を簡単に説明させていただきたいのですけれども、陥没する主な理由としましては、冬期間の寒気によって路盤が凍結して土壌の中に氷の層が発生します。それで土壌自体が隆起、いわゆる道路自体が隆起するのです。そういった理由によって冬期間にマンホール付近の段差が生じやすくなるということです。

ですから、決してマンホールが下がっているのではなく、道路自体が隆起することで段差が生まれるということです。冬期間は隆起しますけれども、融雪期になれば凍上したものが解氷しますので、道路の隆起自体が徐々に沈み、段差自体も小さくなります。

また、逆にマンホール部分が飛び出るケースもありますけれども、その場合は車両の通行、除雪等の支障になるためにマンホールを下げる修繕を実施しております。

本町のマンホール、公共ますは全部で3180個ございます。日頃から道路パトロールや下水道施設の維持管理業者がマンホール点検を実施しておりまして、そこで不具合が発見された場合は、仮ですけれども、土のうを置いて応急処置し、その後、恒久的な修繕を実施します。

マンホール自体が車の通行で壊れるかどうかという話ですけれども、大きな段差があれば、マンホールは大丈夫ですけれども、車の破損やタイヤの亀裂、バーストにつながるものですから、点検でそういった大きな段差があれば早急に修繕をしていくことを考えております。

地区にある支線はなかなか点検が行き届かないこともありますので、点検の強化を図っていきたいと考えているところです。

○議長（落合俊雄君） 三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 今の答弁で次に聞きたいことも答えていただきました。

3180個のマンホールがあるということで、どのように点検しているのかも聞きたかったのですけれども、パトロール車で行うということです。それから、町民からの通報なども受けて修理に向かうということでした。

次の質問にも答えていただいたような感じですが、冬の間はマンホールの外側が隆起している、マンホールが下がっていつているということではないのですね。そんなことも知りました。

見ていくうちに、だんだんとマンホールが下がっていつているのではないかと考えていたものですから、あそこは大丈夫なのかなと思っていたのです。それに、毎日、事故が報道されたことで気になり出して、また、町民からも、大丈夫なのかな、あそこもあるよね、ここもあるよねというような話を聞いたので、このたびの質問になりました。

大きく陥没しているところは見る見るうちに陥没していくので、そこを通るたびに大丈夫かと不安が募り、そういう話をしているといたところ、タイヤが切れたというか、裂けたことがあったのだという話も聞いたのです。そして、それは町の管理だよということで、速やかに補修してもらえないかなと思い、今回の質問になりました。

気になっていたところがあったのですけれども、この質問に立つまでに修理されているようです。

重要なライフラインですが、ふだんは当たり前過ぎて皆さんが気づかず、また、全国的にも老朽化しているせいか、陥没事故や管が破損しているということが続いていますよね。そして、どういうわけか、こういうような事件は連鎖すると聞きます。

我がまちには八潮市のような大きな管が入っているとは到底思いませんが、人のふり見て我がふり直せということわざを教訓に、陥没や道路の異変などの情報を早く察知し、対処してほしいと思っています。

埋め込まれているものですから、町民の皆さんが目にするものではないのですが、今後の担当者、関係機関の皆さんの努力に期待します。

次の質問に移ります。

医療体制の整備について質問させていただきます。

先ほど町長の町政執行方針を聞きました。22ページに記述されている町民一人一人の命を守る対策として、命のバトンというキーワードが出ていました。

私は、令和5年12月定例会において、命のバトンの活用方法を質問しました。町長からの回答では、配付から13年がたち、活用方法を考える時期で、終末医療の話や臓器提供のことなどを情報用紙項目に入れ、家族で考えてもらうよう、医療機関、浜中消防署も含め、協議を重ねるとのことでした。

令和6年度の命のバトンの活用方法、また、対象となった方々へのアプローチの工夫はされたのか、伺いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） それでは、質問にお答えします。

命のバトンにつきましては、医療機関へ搬送する際の迅速な救急対応に生かすことを目的に配付しているところであります。

緊急性がある際、情報収集が必須で、持病、服薬情報、かかりつけ医療機関、家族の緊急連絡先など、情報を速やかに確認、あわせて、症状の確認を行い、搬送先医療機関へ連絡、連携し、迅速な措置に役立てるものであり、令和6年度、65歳を迎えた町民へ、各自治会の協力をいただきながら、命のバトンを70名の方に配付しております。

対象者へは命のバトンを正しく備えるためにと題した啓発用のチラシを入れております。掲載内容は、命のバトンの目的、緊急情報の活用の仕組み、配付物内容などで、配付方法は従前どおりとなっております。

前回、議員から一般質問がありました命のバトンの活用について、先日、2月26日に開催された医療、救急、健康の各担当で構成する浜中町地域医療担当者連携会議において、命のバトンにつきましては、救命の現場で一刻一秒を争うことから、救急救命の迅速な対応と連携が目的であり、命を守るために活用していくということで改めて確認されているところです。

一方で、緊急搬送時において搬送者が心肺蘇生を望まない場合、医療機関やかかりつけ医との調整もあり、非常に難しい判断、対応が現場で求められます。これらの終末医療などのみとりにしましては、事前に自らが望む医療やケアなどを家族や医療・介護関係者などと話し合いを行う人生会議、アドバンス・ケア・プランニングにおいて確認を取る仕組みの必要性を認識しているところであります。

また、浜中町地域医療担当者連携会議において、新たに命のバトンへの救急情報としてマイナ保険証の活用が協議されております。

浜中消防署の救急担当から、釧路東部消防組合で実証事業としてマイナ保険証を活用したマイナ救急が検討されているとお聞きしました。この事業は、救急隊員が汎用カードリーダーにより情報を取得し、受診した医療機関、既往歴、薬剤情報、特定健診等の情報が

閲覧可能になり、円滑な搬送病院の選定や適切な応急処置が実施されるとともに、搬送先の病院で事前に準備ができるということになります。

これに伴い、救急情報の個人情報の同意欄の内容をマイナ保険証の活用も含む内容に見直す予定となっております。浜中消防署の準備が整いましたら、救急情報の変更内容などについて、配付済みの方も含め、命のバトンの活用について改めて周知してまいりたいと考えております。

町といたしましては、町民一人一人の命を守る対策として、命のバトンや浜中町健康・医療相談ダイヤル24などを活用し、救急担当と連携を図りながら町民の健康を守る地域医療体制を構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） いろいろと活用していきたいというお話を伺いました。また、今後、マイナ保険証なども活用していきたいというお話でした。

私が聞きたかったのは、令和5年に私が質問したことです。そして、令和6年度に配付もありました。令和5年のときに終末医療や臓器提供のことを情報用紙の項目に入れ、家族で考えてもらうよう、医療機関、浜中消防署も含め、協議を重ねますというお答えをもらっていたので、令和6年度の命のバトンの配付のとき、入れてくれる紙や情報用紙に少し変わったことが入っているのかなと期待を持って受け取った方に見せてもらいましたが、一字一句、何も変わっておりませんでした。

情報用紙の裏を見ると、連絡先が消防署で、救急隊が駆けつけてくるというような絵もありましたけれども、この絵では誤解が生じるよねとたしか課長が答えてくださったのですけれども、一つも変わっておらず、ただ聞き置いただけなのかなと私は感じました。

それから、その質問の中でACPのことも言って、命のバトンを活用してこういうことができますかということをお話しさせてもらったのです。昨年、リモート会議でしたけれども、アドバンス・ケア・プランニングの講演会がここで開かれました。そういうことがあって、少しは普及につながることをしてくれたのかなと思っておりました。

でも、令和6年度に対象になった70名の方たちに、もし間に合うのであれば、リモートの講演会などの情報を入れてほしかったなと思っておりました。開催してくれただけでもちょっと進んだのかなと思っておりました。

令和7年度にマイナ保険証のことを考えていますということですか、もう一度説明していただけますか。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 答弁させていただきます。

令和5年12月に答弁した内容についてですが、地域医療担当者連携会議の開催時期が先月の2月26日ということで、その間にマイナ保険証の取扱いなどもできましたけれども、令和6年度の配付に間に合うように変更の具体的な協議ができなかったのが事実です。

医療機関や救急隊等とも詰めていたのですが、担当者間で日程設定ができず、結

果的に2月になってしまいました。その点是对应が遅れてしまって申し訳なかったと思います。

いずれにしても、終末医療の関係になってきます。特に、様式の見直しについては、ほかの自治体を見ると、すごく簡易なものになっています。例えば、緊急情報の中で既往歴や現病歴、緊急連絡先などの限られたものの記載になっているところもあり、それも含めて様式の見直しをしたほうがいいのではないかとということです。

なお、令和7年度は早めに会議をやる予定ですので、その際にできれば7年度の配付前にやりたいなと思っています。

また、配付方法についてですが、ほかのまちを見ると手挙げ方式で、65歳以上の独居の老人の方や見守りが必要な方などに配付しているようです。具体的に言えば、釧路町や釧路市はそうになっています。実際に利用してもらうという意味では、取捨選択も含め、考えていかねばならないかなと担当では思っていましたので、それも含め、令和7年度の配付方法について、遅くなりましたけれども、改めてマイナ保険証の様式変更と併せて検討していきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） 質問の中で人生会議のお話がございました。

昨年11月に人生会議に係るオンライン会議が釧路市で開催されるということで、何とか同時視聴できないかとこちらからお願い申し上げたところ、快く受けいただきました。

時間がない中で、本来であれば、議員が言われたとおり、全町民対象の研修会にしたかったですけれども、まずは町議会議員、それから、地域に携わってくださっている民生児童委員に知識をとった意味でお伝えしたいと考えました。

今後、この人生会議に伴う講演会は引き続きやっていきたいなと思っていますし、もちろん、議員が言われたとおり、全町民向けの人生会議の講演会に係り、講師を派遣してただけそうなので、そういったものも活用しながら、皆さんの前で様々な事例を持っている先生からの講演をしたいと思っています。

また、アドバンス・ケア・プランニングのシートについてです。命のバトンを活用するかどうか、今は申し上げることができないのですけれども、診療所の加藤医師とも協議させていただきながら、こういったシートが浜中町で一番望ましいのか、案を練っている最中です。

一つ例を挙げると、いざ自分の意思が伝えられなくなる前に家族と本人が話し合っって様々なことを取り決めておくためには、現在、生活にどういった楽しみや希望があるのか、もしも大きな病気や大きなけがをしたらどうしてほしいのか、もしも介助が必要になったときにどこで過ごしたいのか、もしも病状が進み、最期の時期が近くなったらどう過ごしたいのか、また、自分の意思が伝えられなくなったときに誰に思いを代弁してもらうのかなどをACPのチェックシートの中で記載してもらうようにしたいと思っています。

利活用の方法については、先ほど健康保険課長からもあったとおり、命のバトンなのか、

それとも別な形で皆さんに周知していくのか、協議させていただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 三膳時子議員。

○４番（三膳時子君） 令和７年度に向けていろいろと考えてくださっているということ
はよく分かりました。

昨年１１月に行った講演会に私も参加させていただいたのですけれども、多分、令和
７年度も考えてくれているのだろうなと思いました。ただ、もっと精度の高い講演会だった
らいいなと思います。参加し、講演者のリアルな声が聞きたかったなというのが感想です
が、今お答えになっていただいて、よかったと思います。

命のバトンの使い方については、受け取った方に令和６年度のときも聞いたのですけれ
ども、命のバトンが来たら、もう６５歳か、これをもらうのだみたいな感じで、改めて年
を直接言われたというような感想をもらいました。でも、命のバトンをもらって、自分の
健康なり家族との話を命のバトンを通じてできれば配付している価値もあるのかなと
思っていました。

令和７年度の使い方や配付のことを考えてくれているということをお聞きしましたので、
これで終わります。

○議長（落合俊雄君） 以上で三膳時子議員の一般質問は終了しました。

次に、８番谷村敦議員。

○８番（谷村敦君） 通告に従い、一般質問を行います。

質問事項は、沖縄県与那原町との友好都市協定についてです。

浜中町は、令和７年度に沖縄県与那原町との間に友好都市協定を結ぶ運びであります。
町政執行方針にある地域間交流の推進が具現化し、与那原町、浜中町の文化や経済、そし
て、教育といった面にさらなる充実と発展がもたらされることを期待するものであります。

与那原町との交流は、両町商工会青年部が平成７年に姉妹提携したことをきっかけに、
翌年より、少年少女交流体験事業として、児童らが、夏は浜中から、冬は与那原から相互
に訪れ、ホームステイを中心に人を育てる事業として続いてきました。

今回新たに友好都市レベルでの交流となるに当たり、浜中町や関係団体等を含め、両町
に実りあるものとなるよう取り組んでいかなければなりません。今後のプロセスとビジョ
ンを伺います。

一つ目の質問です。

与那原町との友好都市協定締結の確認に至った流れはといった質問ですが、補足として
話しますと、友好都市協定のお話は先だって報道でも取り上げられておりました。そして、
新たに令和７年度町政執行方針の中にも盛り込まれておりました。

浜中町商工会青年部がかねてより与那原町の商工会青年部との間で姉妹提携を締結し、
交流している中で、来町していただいた際には、町長のお時間もいただき、表敬訪問の対
応や懇親会を通して意見交換もなされてきたと思います。

そこからもう一歩進んだステージで両町の関係性が築かれるということですので、町長

レベルでのお話にまで進むことになったいきさつを伺えればと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

沖縄県与那原町と本町の関係ですが、議員がおっしゃるとおり、平成7年2月、昆布の生産地と消費地ということで両町の商工会青年部の交流が始まり、姉妹都市提携を結び、その翌年度から少年少女の交流事業が始まりました。

商工会青年部が実施主体となって継続していたこの交流事業ですが、本町の子どもたちに与える影響は本当に大きく、大変有意義な研修であると実感しております。私も、町長に就任して初めての町政執行方針にも連携都市の話を盛り込ませていただきました。

そのような中、昨年5月に広島県で開催されました日本港湾協会の総会でお互いが港湾管理者として出席し、与那原町の照屋町長ともお会いすることができました。そこで対談を交わす中で、実は照屋町長も私と同じ考えを持っておりまして、両町の商工会青年部の姉妹都市提携から30年を迎える令和7年度を節目として、お互いに行政という立場としても何とか友好都市提携を結びたいといったような強い思いを共有して帰ってまいりました。

議員もご承知のとおり、昨年8月3日から、与那原町の照屋町長のお計らいもありまして、与那原町へ訪問してまいりました。そこで、改めまして令和7年度に友好都市提携を結ぶという互いの思いを確認してまいりました。

以上がこれまでの経過です。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 齊藤町長と与那原町の照屋町長が出張先で思いがけず対面できる機会がありまして、交流体験事業を通して両町の30年にも及ぶつながりがあることから、さらに発展させ、今回の友好都市提携としての交流関係が生まれるということは両者の思いがあつてのスタートだと認識させていただきました。これは、町長の外交先での柔軟な運びによってもたらされた結晶の一つかと思います。

それでは、これらを踏まえて次の質問に参ります。

二つ目として、北海道と沖縄県は距離もあることから、タイトなスケジュールとなるとはと思いますが、両町の調印までのプロセスをお聞きします。現段階で予想されている範囲で両町長の調印に至る動向をご回答ください。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えをいたします。

日本列島の端から端という位置関係で、移動は1日ばかりです。

両町の調印についてですが、照屋町長とは、お互いのまちを訪問し合つての調印としたということ、また、できれば少年少女の交流事業に合わせて調印式の場に子どもたちも同席させた上で調印式を行いたいという思いを共有しているところです。

現時点で具体的な日程等は決まってございませんが、ただいま申し上げましたとおり、

少年少女の交流事業の日程に合わせるということでありますので、夏はこちらから与那原町に向かって与那原町での調印式を、また、冬の1月、2月には与那原町から子どもたち、町長、関係者がこちらに来まして2回目の調印式を行いたいという話を照屋町長との間でしております。

そのようなことから、令和7年度におきましてはタイトなスケジュールでの調印となります。商工会の関係者、そして、子どもたちも引き連れていくのですが、2泊3日の日程で調印式を行ってまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 交流体験事業に合わせての調印となるとの回答でした。

冬の2月頃に与那原町から来町していただいた際にも町長が調印式に同席して行うということでした。そして、今年と来年の2年にわたって調印までこぎ着けるということを確認できました。

それでは、三つ目の質問になります。

現段階での具体的な事業やイベントなどの構想がございましたらご回答をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） イベント、それから、事業の展開については、友好都市提携の締結後となりますので、先ほど申し上げましたとおり、夏、冬の両町での調印が終わり次第といったスケジュールになろうかと思っておりますので、本格的には令和8年度からの実施になろうかと思っています。

現段階での私のイメージですが、例えば、両町の店舗、飲食店も含め、人の集まる場所でお互いのまちのブースをつくり、そこで特産品を販売する、あるいは、特産品を贈り合って、できれば学校給食で郷土料理として提供し合う場面がつくれればなと思っていますところ。

それから、まずは、浜中、与那原の町民全体の友好都市だという機運が高まれば、観光人材もしくは職員の交流といったことが実現可能になろうかと思っておりますが、照屋町長と話しているのは、まずは無理のない交流から始めようということです。

いかんせん、今回、友好都市提携ということですが、ほかの地区では友好都市提携を破棄したという事例もありますので、財源的なことも含め、お互いに無理のない交流、息の長い交流にしたいと考えております。

また、先ほど申し上げましたとおり、少年少女交流事業については、浜中の次代を担う子どもたちのためにも生涯にわたってこの事業を残したいという両町長の思いがありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 町長もいろいろと考えているんですね。

例えば、商工会青年部は、先ほど町長がおっしゃられたように、姉妹都市提携30周年の節目でもあります。こういったものも取り込みながら、友好都市提携の締結記念の弾み

にも生かせるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 再質問にお答えします。

30周年の節目というところについての質問が聞き取れなかったのですが、両町の青年部ということですか。もう一回お願いします。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 友好都市提携の締結というイベントを行うとのことでしたが、商工会青年部による姉妹都市提携30周年の節目でもございますことから、そちらも取り込んでやっていくという考えはいかがでしょうかということです。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 当然ながら、両町の商工会青年部の交流から始まった姉妹都市提携であります。今後、令和7年度から行政も携わって友好都市提携になりますが、商工会青年部、そして、これまでの役員も含め、みんなで機運を高めていきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 友好都市としての活動が本格化してきた際には詳しく町民に発信していただきたいですし、その成果報告も含め、友好都市の意義が広く周知されることを期待しております。

それでは、四つ目の質問に移ります。

与那原町との交流のきっかけである商工会青年部が行う青少年交流体験事業は、コロナ禍を除き、浜中側からの訪問は26回を数えます。有意義な体験事業として評価は高いですが、児童のサポート人員を補うのに苦慮しているのも現実であります。

町としての青年部以外からも協力する体制の模索など、事業継続に向けた取組の考えはございますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えします。

交流サポートに苦慮しているという話はこのたびの報告会の中でも商工会青年部から聞いております。

そして、与那原町との友好関係については、何といたしましても青少年の交流事業が柱だと考えております。これまで30年にわたり活動してくれた商工会青年部と密に話をさせてもらい、何が必要かなど、今後の展開も含めて話をさせていただきたいと考えています。

そこでは、青年部の負担軽減のために行政として何ができるかということも考えますし、当然ながら、人員が足りなければ人員の補充も含めて考えていきたいと思います。さらには、いずれ後方支援といった形でサポートしたいとも現段階では考えております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 町長としても事業継続に心を砕いていただいていることを改めて感じましたし、力強いご答弁をいただきました。

その中で、交流体験事業に参加する児童は過半数が女子児童です。引率としてサポートする商工会青年部側も可能な限り女性引率者を含めながら事業を行っておりますが、場合によっては確保できない事態も考えられます。

これからのきめ細かいサポート体制を維持していくに当たっても、町との連携が可能であれば参加していただく児童や親御様にとってもさらに安心なものになるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） お答えします。

サポートに当たっては、女性の子どもたちが多いということで、同行には女性もといった話だと思うのですが、当然ながら、そういった話も含めて商工会青年部と詰めてまいりたいと思っていますし、まずは子どもたちのために何ができるか、最善のサポートを町としても考えたいと思っていますので、ご理解をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 町と商工会青年部や商工会との間で最善のサポート関係を築いていくに当たり話し合う機会があれば、さらに柔軟な対応も可能な交流事業継続につながるのではと捉えております。

町長のサポートに対するお気持ちは大変ありがたく、力強いご答弁をいただきましたので、これからも見守っていきたいと思います。

それでは最後に、五つ目の質問に行きます。

地域おこし協力隊の募集期間が終わりました。そう長くはない募集期間でしたが、数名の応募をいただいたようです。

先ほどまでの質問にも関わってきますが、友好都市提携が結ばれ、その生かし方や新たな事業の構築などをしようとする際、多彩なアイデアや今までになかった視点、そして、何より新たな人材も必要となります。

これに不可欠なのは地域おこし協力隊の力と考えますが、募集結果とその詳細をお伺いいたします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町の地域おこし協力隊については、昨年11月20日から今年1月20日まで、2か月間ということで、そんなに長くない期間ではありましたが、募集をさせていただきました。

職種としては、タウンプロモーションや観光振興に関するものなど、町が取組を加速させたいと考えている八つの区分で募集をいたしました。

募集に当たりましては、町のホームページのほか、全国に広く周知を図るため、北海道

が運営している北海道地域おこし協力隊ポータルサイト、また、全国に移住に関する情報発信を行っている一般社団法人移住・交流推進機構——JOINが運営しているサイトにおいて募集に関する情報を掲載させていただいたところです。

その結果、八つの職種のうち、移住交流コーディネーターについて、1名募集のところに1名、タウンプロモーション推進員について、2名の募集のところに4名、観光振興PR支援員について、2名募集のところに2名、合計で7名の応募がありました。

その後、応募された方について、締切り後に担当者による1次選考のウェブ面談をいたしました。そして、2月21日には町長、副町長、担当課の3者による最終選考となります2次選考を実施しております。

応募していただいた皆様からは浜中町のまちおこしに力を注ぎたいという強い思いが感じられまして、これまでの経歴を生かし、本町における活動で能力を発揮していただけると判断させていただいたことから、応募された7名全員の採用を決定したところです。

なお、最終的な採用の内訳としましては、応募された方の考え方などを聞いた上で調整を図った結果、移住交流コーディネーターは1名、タウンプロモーション推進員は4名から3名、観光振興PR支援員は2名から3名という内訳となっております。

そういったことで7名を令和7年度から採用することになっておりますが、議員がおっしゃるとおり、与那原町との間で友好都市提携が結ばれて、その生かし方や新たな事業を構築する場合に様々なアイデアや人材が必要になります。私どもには持ち合わせていない視点で地域の活性化に取り組んでいただく地域おこし協力隊は、まさにそういったところをカバーしていただけるのかなと期待しているところです。

先ほど、町長の答弁の中で、与那原町との事業やイベントについては令和8年度がスタートと申し上げましたが、地域おこし協力隊の活用については7年度からということですので、隊員が着任しましたら、これまでの与那原町との関係、経緯等を説明しまして、その後、打合せを通じながらアイデアなどを相談していきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 貴重な人材であります地域おこし協力隊でありますので、何らかの形でいずれ友好都市提携関連の事業に携わることもあるかもしれません。今回の募集によって集まっていたいただいた協力隊員が花開くことを切に願っております。

最後に、地域おこし協力隊の募集は今後も継続して行っていくのかどうか、お伺いいたします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど、8職種で、結果的には7名、3職種の採用になると申しましたけれども、採用のなかったもので申しますと、フラワーコーディネーター、建築エンジニア、地域スポーツコーディネーター、地域ブランド開発コーディネーター、ルパン三世地域活性化支援員という五つの職種があります。

その上で、現在の考え方を整理します。

フラワーコーディネーターについては人員を2名から1名にして再募集をかけたいと思っております。また、建設課の所管である建築エンジニア、地域スポーツコーディネーターも再募集をしたいと担当課長から聞いております。

地域ブランド開発コーディネーターとルパン三世地域活性化支援員については、このたび採用される見込みの方からルパン三世関連の仕事もしてみたいといったお話がありまして、協力隊が来ましたらそういった話もさせていただき、調整するというものも考えておりますので、現時点では、この二つの職種については募集をせず、協力隊と相談しながら対応してまいりたいと考えている状況であります。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） これは質問ではないのですが、募集が来なかったものと再募集ということも了解いたしました。ルパン三世関連やブランド構築のことに関しても興味がある方がいらっしゃるというのは大変いい話だなと思います。

今までのことを含め、与那原町との友好都市提携が今後の両町の発展と振興に大きく寄与することを期待し、質問を終わります。

○議長（落合俊雄君） 以上で谷村敦議員の一般質問は終了しました。

次に、2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） それでは、通告に従って質問いたします。

質問要旨としましては本町の地域特性を生かした観光振興の現状と課題について伺います。

まず、1番目としまして、霧多布岬キャンプ場のバンガローや駐車場を整備する計画はどのようになっていますか。まずは、バンガローと駐車場の現状からご説明をいただき、それに対して整備はどういう感じでやっていくか、お答えください。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えいたします。

まず、霧多布岬キャンプ場のバンガローや駐車場整備計画はということについてです。

バンガローは、昭和61年に11棟、昭和62年に7棟が建設されておりまして、現在、合計18棟で運営をしております。ただ、38年、39年が経過しており、老朽化も進んでおりますけれども、バンガロー自体は割としっかりしておりますので、その都度、小破修繕等で対応しながら維持管理をしているところです。

駐車場スペースについては、4輪自動車25台分、2輪は15台程度が止められます。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 経年劣化はしているけれども、少しずつ手直しして使われているということが分かりました。

ただ、ここでは電源が取れないですね。そして、Wi-Fi設備があるわけでもありません。この時代のキャンパーや車中泊する人、バンガローに泊まる人たちはそれらが整

っていると考えている方が多いと思いますし、それらを整備していくことは利用者の利便性を考えれば必要かと思います。

駐車場は、25台分、そして、バイクも止められるというお話でした。ただ、聞いたところによりますと、去年の観光シーズンに駐車場でトラブルがあったという報告をゆうゆの係の人から聞いていますし、どうしても手狭かなと思うのです。

あそこの整備は考えているかどうか、お知らせください。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えいたします。

キャンプ場については、現在、Wi-Fiは整備されておりまして、インターネットにつながる状態になっております。

次に、駐車場についてですが、夏のシーズンのお客さんがたくさん来られるときにはいっぱいになって、自分が止めていたとかなんとかという言い合いがあったと聞いております。そういったときは、我々職員も行って、交通誘導をさせていただいております。

若干の手狭感はあるのですが、敷地を広げるとなると大幅な経費もかかりますので、広げるという具体的な構想自体は現時点ではまだございません。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 今のところ、予定はないということで了解しました。

この後の質問に関わってくると思いますけれども、取りあえず2番目の質問に移ります。

新しい観光施設として観光案内所やグランピング施設などを整備する予定や計画はございますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えをいたします。

新しい観光施設として観光案内所やグランピング施設などを整備する予定はないかということについてです。

まず、観光案内所については、場所の問題に加え、そこに常駐して毎日対応できる人がいるかという人員の問題や人件費等の問題も出てまいります。そういった様々なことがクリアできれば可能であると思っております。

実は、先ほど協力隊のお話もございましたけれども、この4月から地域おこし協力隊となる方が来られ、霧多布市街の旧ビックリッキーの空き店舗を利用して協力隊の拠点、事務所として活動していくという運びになっておりまして、そういったスペースを同時にそういった場所として活用できればと考えております。新たな協力隊の皆さんのお力をお借りしながらそういった展開になればいいなと考えているところです。

次に、グランピング施設の関係についてです。

昨年の決算審査特別委員会でもお話をさせていただきましたけれども、人員や誰が運営するのだという問題がございます。基本的には、グランピング施設はホテルの経営と同様のものですので、行政の運営では現実的には難しいなと考えております。

民設民営での参入があれば、場所の問題は別として、町としてもできることはあるのかなと思っているところですが、現時点では行政としての計画はありません。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 今回、質問をつくるに当たりまして、一般質問の締切りが2月25日だったのです。その後の全員協議会で、副町長をはじめ、今回の地域おこし協力隊のことを初めて具体的に知りました。実は、26日の釧路新聞と北海道新聞にも載っていて、あつと思ったのですけれども、質問に反映されていないので、この場でそのことを交えてお話しさせてもらいたいと思います。

現状は、商工観光課長が言われるとおり、まずは大卒のものができないと、この場でできるわけではないですね。その上で、この後の質問にも関わってくるのですけれども、浜中町にやってくる観光客は、鉄道と国道、一部道道に限られています。国道やJR駅は茶内・浜中方面、一方、メインの観光地は霧多布、琵琶瀬、散布まで含め、海岸地区に集中しています。これは、浜中町の観光ルートの利便性という面では非常に難があるということです。

やってきた方は、どうすればいいのだ、どう行けばいいのだとなっているのです。茶内駅に降り立ったとき、バスがあるのは分かるけれども、どちら方面に行けばいいのだ、浜に行くにはどうするのだ、バスはあるのか、レンタカーはあるのか、タクシーはあるのか、いろいろと迷っていると思うのです。そこで、それを解消するため、浜中・茶内方面に観光案内所を置くという方法があると思ったのです。

これは壮大な話になりますけれども、将来的な道の駅の構想も多分あると思うのですけれども、その試金石となると思うのです。小規模な売店やトイレを備えた観光案内所を設置することがスタートになるのではないかと思います。今、私の考えをぶつけてみました。

また、グランピング施設は、実は、昨年、私が所属しております総務経済常任委員会の道外視察として栃木県高根沢町に行っていました。先ほど5番議員がおっしゃっていた霧多布ふるさと広場のような感じの池があるところの周りに移動性のタイヤのついたキャンピングカーといいますか、グランピング施設がありまして、そこに宿泊しました。

ホテルに泊まれるような気軽さ、身軽さ、それでいて自然の中に包まれて、キャンプ感覚を味わえまして、これは我がまちにおいても非常に有効であるのではないかと思ったのです。それで、唐突ではあったのですけれども、グランピング施設の話を入れました。

観光案内所、グランピング施設は、どちらも初期費用は割とお安く上がるかと思えますし、なおかつ、高根沢町の方にお話を聞きましたらグランピングにおける収益も結構上がっているということでした。

ただグランピング施設ありき、観光案内所ありきではなく、遠い道のりですが、後々の収益や先ほど言った道の駅につながっていくのではないかという考えで僕はいます。

町長、ここまでで答弁をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えします。

議員が言われた観光案内所、そして、グランピングについてです。

先ほど担当課長から霧多布の地域おこし協力隊の拠点でという考えもあるという話でしたけれども、ＪＲで来たお客さん、国道から来るお客さん、そして、何といても茶内駅にはトイレも整備されておりますので、ある意味、浜中町の玄関口と言っても過言ではない場所であり、そこに観光案内所ができればという思いは我々も持っております。それで、新年度予算にも絡んできますけれども、公園の整備も含め、将来的にはそういった場所がつくればいいなといった考えを持っております。

いずれにしても、繁忙期には多くの方が農協の４．０ソフトを求めてやってまいります。そのお客さんには海岸線の景勝地にも、そして、観光地にも足を運んでもらいたいといった思いがありますので、できれば茶内に案内所があつて霧多布にもあつて、連携し合いながらお客さんの流れをつくりたいと考えておりますし、町内にはアウトドアの業者も数多くありますので、そういった面からも実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

もう一つ、グランピングについてですが、昨年、議員も視察に行かれて、とてもいいなといった印象を皆さんも持たれていると思います。私もトレーラーハウスをできれば浜中町にという思いでいろいろな事業者とも話をしたのですが、いかんせん、初期導入としてはそんなにお金がかからないのですが、その後のランニングコストが高く、維持が難しいということでした。また、先ほど担当課長からも話がありましたとおり、誰がやるのだといった問題もあります。

栃木のグランピング施設も、恐らく、ホテルがあつて、母体があつた中でのグランピング施設だったと思いますし、栃木は首都圏からも近いものですから、日帰りで行き来できるような距離ですので、人の比が半端ではないのです。比べて、浜中町を見えますと、繁忙期はお客さんが来ますけれども、一年を通して事業が展開されておられません。執行方針にも書きましたけれども、積極的な企業誘致に就任当初から動いていますが、様々な回答をいただいております。それらも踏まえ、そんな場面もつくりながら、できる限り浜中町にお客さんが来て滞在型の観光に結びつけられるような仕組みをつくってまいりたいと思っておりますし、そのとおりに私も動いてまいりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） ２番渡邊秀治議員。

○２番（渡邊秀治君） ここまでの町長の思いは了解いたしました。

今、町長が言われた誰がこれに専門でかかるか、通年の営業が難しいなど、いろいろな問題がもちろんあるのは従前から聞いております。

そこで、次の質問に移ります。

３番目としまして、観光協会役員から法人化を望む声があるのですが、行政としての対

応はどうなっていますかという質問です。まずはお答えをいただけますか。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 観光協会の法人化についてお答えをいたします。

ご存じのとおり、現在、観光協会の事務局については、私も含め、当課の職員が兼任をしております。これがもし実現できれば、観光分野の懸案を解決していく一端を担うことになると思います。しかしながら、一番ネックになっているのは受皿の問題です。誰に担っていただけるのかで、これまでずっと実現に至ってこなかったという現実があります。

もし担い手が決まっても、それが民間参入なのか個人事業者なのかは分かりませんが、いずれにしても独自財源で自走していくのは相当難しい現実があると思っておりますし、そこに対する補助も現状よりはるかに費用がかかってくるものだと思います。

そういった現実から、本町と同じように自治体で観光協会を担っているという自治体も多いわけで、一旦、法人化しても、また町に戻ってくるところもあると聞いております。その上で担い手については慎重に考えていかなければならないなと認識しているところで

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） おおむね予測しているお答えでありました。

観光協会の法人化を望む声が出てきた背景としましては、今の観光協会の組織的な問題があると思います。

役員の皆さんは、それぞれ本業は会社役員や個人事業主として、本業の仕事を抱えながら、その合間を見て観光協会の運営に携わっているのです。そういった意味で、腰かけというわけではないですけども、活動には重きを置けないと思います。法人化した場合、極端な話、役員にも日当ぐらいは出ますよね。

それに、今、観光課長からありましたけれども、観光課の三、四名のスタッフで各種イベントへの参加、ホームページの作成、更新に当たってくれていますが、はたから見ても非常に多忙を極めています。ほかに商工観光課の業務はあるのだけれども、ちょっとしたことで札幌まで行かなければならないわけです。三、四人のスタッフから2人か3人で行くと、残ってほかのことに対応する人も恐らく少なくなっていると思います。こういったマンパワーの不足は観光協会の問題だと思います。確かに、受皿や財源問題で難しいかとは思いますが、スタートアップのための国や道の補助金を調べてほしいと思います。

最初の財源は町単独でも、収益を上げることができれば専従のスタッフを――先ほどの観光振興分野で3名の地域おこし協力隊員が来るということでした。関わり方がどうなるかは分かりません。法人化して駄目なら駄目というわけではないですけども、試行してみる価値はあるかと思うのです。

浜中にはせっかくこれだけの売りがあるのです。駄目になった地域もあるし、もちろん収益を出している一般社団法人もありますから、いいところを見習って、ぜひ前向きに考

えてほしいなと思います。

もし地域おこし協力隊の方が専従のスタッフになってくれるのであれば、浜中町民目線ではない視点から、法人化もあるのだけれども、うまくやっていけるような案はありますかと聞いてはどうですか。旧ビックリッキーの1階に観光課の方も関係者の方も観光協会も集まって話がされるのでしょうか。財政的に厳しいことは分かっていますが、収益を上げる事業としていけるような考え方をしてほしいと思います。

続きまして、全体を網羅した感じになってくるのですが、4番目の質問に移ります。

先ほどの町政執行方針の中に、観光協会との連携を密にし、観光地として多くの方に選ばれるまちを目指したプロモーションを推進する、また、霧多布湿原センター及び霧多布温泉ゆうゆについては、町民や観光客に親しまれる本町の重要な観光拠点施設であることから、指定管理者制度による運営を継続し、事業者のアイデアやノウハウを大いに生かした事業展開を図ると記述があります。

これらを踏まえ、観光拠点施設と観光協会の連携などはどうになっているのか、お伺いします。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えをいたします。

霧多布湿原センターと霧多布温泉ゆうゆについては、申し上げるとおり、町民や観光客の皆さんに親しまれる本町の重要な観光拠点施設であります。

それぞれ指定管理によって運営を担っていただいているところで、指定管理ならではの民間のアイデア、ノウハウをもって、行政による運営ではなし得なかったような事業を次々と展開し、運営していただいております。

その上で、それぞれの施設と観光協会との連携についてですが、指定管理者も観光協会員ということで、ふだんからあらゆる面で連携しているところです。

例えば、霧多布湿原センターでは、観光協会で所有しているeバイクの活用、レンタサイクル事業を実施していたり、きりたっぷ岬まつりなどのイベントでは、湯沸岬の灯台を活用した一般開放などを実施したり、様々な事業を観光協会と協働して展開しております。

また、霧多布温泉ゆうゆについても、町内外で行われる各種イベントに観光協会と一緒に参加して、町のPRや特産品の販売など、精力的に実施していただいております。

いずれの指定管理施設も常に観光協会と密に連携をしながら各事業を展開してきているところです。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） ゆうゆと湿原センターは、指定管理者制度のよさを生かし、どちらの事業者も努力されているのは分かりますが、私から見ると、町長の標榜される観光地として多くの方に選ばれるまちを目指したプロモーションの推進をする観光協会とゆうゆ、湿原センターの連携の形が見えてこないのです。

部分的には協力していますよ。ルパン三世プロジェクトなども知っています。しかし、それぞれ指定管理者の性格は違うのですけれども、全体の浜中の観光を考えますと、例えば、ゆうゆと湿原センターを車の両輪とするならば、エンジンになるのが観光協会だとしますと、うまく駆動させているような感じがしないのです。

そういったことから3番目の質問に戻るのですけれども、法人化をして、もう少し観光を動かしていく観光協会を目指してほしいのです。

先ほどちょっと出ました道の駅構想などを含め、町長の見解を最後にお伺いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えします。

まず、選ばれるまちを目指したプロモーションの推進とゆうゆと湿原センターは別個で考えてもらわないとおかしくなりますので、まずは選ばれるまちを目指したプロモーションを推進するというところで切ります。その後に、湿原センターとゆうゆで観光拠点として指定管理者のアイデア、ノウハウを生かした展開をしてまいるといったような構想なのです。ですから、別に考えてください。

道の駅構想のこともありますが、まず、4月から地域おこし協力隊の活動が始まりますので、新しい風を町内に起こしてもらって、どんな化学反応を起こせるかにかかってくるのかなと思っていますし、我々住んでいる者では気づかないことについて、首都圏で成功されている皆さんが何かしらのアイデアを出し、町の活性化、にぎわいを創出できるような展開に持って行っていただきたいと考えております。

その後、集客がある程度見込めるとすれば、そういった構想が再燃するかもしれませんが、根室市までの高規格幹線道路の開通もあります。浜中までのルートはまだ決まっていませんので、それが決まってから道の駅構想が再燃するのではないかなと思っていますが、いかんせん、今のところ、その域には達していないといったことであります。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 確かに、道東道の延伸は10年先や15年先の話ではないと思います。

ただ、取りあえず10年ぐらいのうちに尾幌糸魚沢道路ができますよね。そうすると、厚岸のコンキリエは通過してしまうと思うのです。多分、道の駅が具体化する頃には自分たちはもう現役世代ではないでしょう。でも、せっかく協力隊の皆さんが来られるのですから、僕らの考えにないようなすばらしいことを考えてくれるかもしれません。観光振興分野に3人をせっかく雇い入れることになったわけです。一般質問では何を話してもいいというわけでもないのですけれども、一里塚的な感じの小規模なものでいいです。鶴居村のつるぼ一の家みたいなものでいいので、考えていただきたいと思います。

ご質問にならなくて申し訳ないですけれども、以上で終わります。

○議長（落合俊雄君） 以上で渡邊秀治議員の一般質問は終了しました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 2時58分)

(再開 午後 3時30分)

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 通告書に沿って質問させていただきます。

予算編成方針と重要政策についてお伺いいたします。

令和7年度一般会計予算は、前年度と比較して5億7000万円増の約98億円になっています。町政執行方針では、引き続き非常に厳しい財政状況とのことで、財政調整基金を取り崩しての予算編成となっています。

目標数値であります標準財政規模の10%を下回る現状は財政難と言える状況であるかと思い、今後の基金の枯渇も考えられるということで、歳入に見合った施策の見直しやサービスの縮小、施策の優先順位を全庁で見直し、議会や町民と危機感を共有するレベルに達していると考えています。

人口減少による町財政の今後の推移についてお伺いさせていただきます。

まず、新たな事業内容とその規模をお示してください。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和7年度の一般会計予算については、議員のおっしゃるとおり、前年度と比較し、5億6778万6000円増の98億663万4000円としたところであります。

担当課としましては、増額となった要因については、賃上げによる人件費の増大や物価高などの影響も重なりまして、各種の委託料や外部組織の負担金などが軒並み上昇しているということ、一方で、その上昇に財源となるものがついてこないため、歳入と歳出の開きが大きくなったと分析をしております。

議員がご心配されている財政調整基金の状況ですが、昨日、3月補正予算の議決をいただきまして、1億1511万5000円を財政調整基金に積み増しをさせていただきましたので、現在の基金残高は9億8929万円となっております。この額から、令和7年度の年度末に仮に予算どおりに財政調整基金2億8000万円が取崩しとなったと仮定した場合ですが、残高は7億円強となります。

本町の標準財政規模については令和6年度の数値においては45億5595万円となっておりますので、取崩し後の基金残高を7億円とした場合、7年度末にその割合は15.3%になろうかと考えております。

議員のご説明にありました10%を下回るという状況までには至っていないと捉えておりますが、おっしゃるとおり、厳しい財政状況が続くことは想定されておりますので、今後も気を引き締めて財政運営に当たってまいりたいと考えている次第です。

次に、令和7年度の新たな事業内容と規模とのご質問についてですが、新たな事業としては、代表的なものとして、琵琶瀬地区津波避難タワー建設がありまして、事業費が5億5527万円、ほかには、自治体情報システム標準化・共通化が1億400万円ということで事業費が大きいものになります。

また、湯沸地区集会施設の建て替えに8660万円、それから、霧多布保育所の改修に6390万円、先ほど来ご質問等が出てきましたけれども、地域おこし協力隊の総勢7名の業務委託料3808万円、ふれあい交流公園整備実施設計費に1600万円、児童生徒が使用するGIGA端末の更新が小中合わせて3557万円、霧多布小学校改修実施設計に800万円といったものが挙げられます。

また、事業費は大きくありませんが、犬猫去勢避妊手術補助というものが新規事業として大変特徴のあるものだと考えておりますし、本町の公式観光キャラクターきりたんの公式ソング作成委託などの予算も計上されておりまして、個人的には完成を楽しみにしているところです。

以上が新たな事業と捉えているものです。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今ご説明をいただいたものの全部についてメモを取ることができなかったのですが、おおむね理解しました。

私も質問通告書を提出してから補正予算書をいただいて、今年度の予算書と新年度の予算書を比べて、今、課長からご説明があったとおり、やはり、物価高による光熱費の圧迫が大きいのだなと理解しました。

ただ、議員を何年かやらせていただくと、よその地域の方と会ったとき、一般的に財政調整基金を10%切る切らないという話題になることがあり、意識している方からは10%ということが話に出ることがあるのです。

また、私は、この2年から3年ほど、3月の定例議会には予算の質問をさせていただいてきました。その中で、町長の執行方針に財政状況の一文が必ず入っておりますので、議員としてもその意識は持ちたいなと思って、毎回、春にはこの質問をさせていただいておりました。

そこで、伺ったところ、秋口に各課から予算の要求、ヒアリングがあつて、当初は18億円ぐらい予算をオーバーしていたようです。そこから財政課での査定、町長の査定へと進んでいくと伺ったのですが、まず、各課から実施したい施策の要望があつて、しかし、予算的に厳しいという時点でやはり財政難と呼べる状況ではないかと思ったので、この質問をさせていただきました。

財政のことを気にしながら今回も予算編成されたと思うのですが、そこで二つ目の質問に移ります。

令和7年度予算で町長が考えている重点政策についてお伺いいたします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えします。

まずもちまして、本町の基幹産業である農業、漁業の振興がまちづくりの基本と考えておりますので、全ての産業振興に関わる事業の継続自体が最重要であるという捉えをしているところであります。

また、商工業におきましては、昨年4月に創設しました創業支援、小規模事業継続支援、そして、民間賃貸住宅等の建設促進助成の支援事業も、令和7年度には本格的な活用が見込まれるということで、各分野での維持、発展につながるものと考えております。

そして、二つ目は防災対策ですが、琵琶瀬地区での津波避難タワーの建設です。建設が計画されている4基のうちの1基目となりますが、この完成によって琵琶瀬地区の住民の安全、安心が保たれるということで、非常に期待をしているところです。

それから、令和7年度の予算で私が本当に期待し、発展をさせたい事業でございますが、先ほど来、話題にもなっておりますけれども、新たな委託事業である地域おこし協力隊の7名の活動、そして、茶内におけるふれあい交流公園の整備に向けた設計があります。

地域おこし協力隊については、特にこれまで本町の弱点であり課題でもありました情報発信について力を発揮してもらいたいと考えておりますし、まず、本町のすばらしい自然、そして、クオリティーの高い食材等を含め、道内外に情報発信していただき、その上で新たな人の流れが生まれるであろうと思いますので、交流人口、関係人口の増加に結びつけたいといった記載をしているところです。

また、ふれあい交流公園については、茶内ふれあい広場での再整備になります。このことは、本当に多くの子育て世帯の方々から要望があったとおり、子どもの遊び場、そして、親子で集える場所、コミュニティーの場所といったことで、まちのにぎわいが取り戻せる事業であると期待しております。

以上が令和7年度で私が最重要政策と掲げる事業です。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今、町長にお答えをいただきました。

最重要で新しい政策について理解しました。

私も、先ほど来話に出ています協力隊は大変期待している事業です。

もう一つ、今、ご答弁中でありました茶内ふれあい公園は再整備ということですが、まず、新年度は実施設計で1600万円ということですよ。実施設計をした後、遊具を入れるということになっていくのかと思うのですが、予算や規模など、示していただけるものがありましたらお願いします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

茶内ふれあい広場をリニューアルしまして、ふれあい交流公園にいたします。ネーミングは似ていますが、「交流」という文字が入りまして、ただの公園の整備ではなく、交流が生まれるような公園を目指していこうということが町長の考えであります。

議員がおっしゃるとおり、令和7年度において設計し、可能であれば令和8年度に整備をしていきたいと考えております。

事業費についてですが、遊具も入りますし、駐車場などが不足することも予想されますので、この金額ということとは言えませんが、金額としては1億円から2億円かかるのではないかと考えております。

いずれにしても、地域の方たちと協議し、遊具を選定しながら、それ次第ということになりますけれども、そのように進めてまいりたいと考えているところです。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今の答弁で承知いたしました。

まず、去年の秋ぐらいに予算要求があつて、その後に査定があるという流れなのかなと思いましたが、このたび残念ながら採択されなかった事業について、多分、それは予算の関係でということだと思うのですけれども、示していただけるものがありましたらお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） ただいまの質問にお答えいたします。

予算の編成でありますけれども、11月から予算要求を受けまして、12月に入って財政局と私どもで査定を行って、その後、町長ヒアリングで決定していきます。

原課から様々な予算の要求が上がってきます。その中でも町として最重要に考えている部分をまずは予算として計上していくという姿勢を持ってやっていくわけですが、今すぐやらなくてもいいような事業があれば後年度に先送りするなど、そういう対応を取りながら予算編成しております。

ですから、予算を削ったから必要ないということではなく、今の状況を見た中で必要な予算をつけていき、仮に、今回落としたとしても、それは後年度に、あるいは、別な方法で対応していくことを考えて予算編成しておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 個人的には、残念なというか、来年度、これをやりたいという事業に意欲があつて、応援できるものがあればなと思ったのですけれども、次年度を楽しみにしております。

それでは、三つ目の質問に移らせていただきます。

歳出に見合う財源確保の取組についてお示してください。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） お答えします。

財源確保の取組と申しますと、自主財源の確保に尽きると思います。

自主財源でいいますと町税が挙げられるわけですが、町税の確保という意味では、令和7年度において継続する産業、そして、商工業を支援する事業そのものが町税の確保に向けた取組と言ってもいいものと考えております。

収納率も99%を超えておりまして、本庁の税務課職員、そして、税外未収金の担当職員の頑張り、効果的な収納業務がある中、各産業や商工業への積極的な支援が所得の安定、雇用につながり、まちの収入にもなるといった好循環が生まれるよう、今後とも各種の支援事業を継続していきたいと考えているところであります。

町税以外の財源となりますとふるさと納税が挙げられるわけでありますけれども、令和7年度におきましては、前年度と比較し、1億円増の10億円を見込んでおります。今後は、町の魅力ある商品開発、そして、道内外へのPR、返礼品業者への支援などの取組を強化してまいりたいと考えております。

そして、企業版ふるさと納税については、今年度、東京と札幌におきまして本町に関わる企業へ直接訪問させていただきまして、寄附をお願いしてまいりました。その結果、総額で2000万円を超える寄附をいただくことができました。このような取組については今後とも町の財源を確保するといった意味におきましても私自ら取り組んでまいりたいと思っておりますし、国や北海道への集団要望だけではなく、個別の要望も行いながら、積極的な財源確保に向けて走り回りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） まず、町税ありきで、その中でふるさと納税にも引き続き力を入れるということで理解しました。

町税ありきのふるさと納税の寄附ということですが、ここへの力の入れ方が町長が去年から新しく政策として打ち出された創業支援につながっていくのかなと思っております。地元の企業、事業者に頑張ってもらって税収を上げていただき、雇用が生まれ、そして、それが返礼品になればという流れですね。承知いたしました。

積極的で大変前向きなご答弁をいただいた後に大変恐縮ですが、最初の質問の財政の状況が厳しいのではないかとこのところに関わるものですから、一つ伺います。

以前、本町では、厳しい財政の状況の中、財政再建プランを実施されたと思います。私はUターン者で、私が帰省する前の時期だったのですが、調べたところ、平成17年から26年までの10年間ということで把握したのですが、当時と比べて現在はどのような状況なのか、お答え願います。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

以前、財政再建プランということで、平成17年から26年までの10年間、様々な部分の財政的な見直しを行い、町の財政の立て直しを図ってきました。

当時、小泉政権の中で三位一体改革というものがございました。これは何かというと、地方交付税の削減、国税から地方税への税源移譲、国庫補助金の見直し統廃合の三つですが、特に地方交付税についてです。浜中町は財源の多くを地方交付税で占めており、平成10年頃までは地方交付税が46億円から48億円ぐらいありました。それが小泉内閣になってから平成16年度で34億円になり、14億円ぐらいぐっと減ったのです。単純に

地方交付税が14億円減るということは役場の収入が14億円なくなるということです、相当な状況でした。

その当時は基金もございましたけれども、町全体の基金では、財政調整基金で3億円前後、減債基金という地方債に充てる基金が数千万円と、1億円もなかったという状況の中で交付税の大幅削減があったものですから、予算の編成ができなかった状況がありまして、財政再建プランにより立て直しを図ったということです。

当時は、役場に貯金がなかったのです。改めて基金の重要性が出てきたものですから、それ以降、特に財政調整基金と減債基金はなるべく積み立てるようというということで、毎年、少しずつでも積み立てきました。

そして、現在は、先ほどお話がありましたけれども、財政調整基金で10億円弱、減債基金で7億円、その他特定目的基金という目的がある基金が18億円ありますので、浜中町の現在の全体の基金は35億円くらいあります。

財政危機の時代は5億円もなかったという状況ですので、そのときと比べると相当の貯金があるということでもありますので、現状を考えると当時の危機的な状況までにはないと言えます。

ただ、人口減少社会が続いています。特に今年は国勢調査の年であり、この調査で出される人口が交付税の基礎数値となるということで、来年度以降の交付税の算定にも響いてきます。また、近年、大型の公共事業が続いていますし、起債の償還も少しずつ増えているという状況がありますので、決して楽観視はできませんけれども、なるべくなら歳入と歳出の均衡を取れるような予算編成をし、行政運営を行っていきたいと考えております。

また、先ほどお話がありましたふるさと納税ですが、財政危機の当時はなかった財源です。これを大いに活用しながら少しでも歳入の確保を図って行政運営を進めていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） ただいま副町長に大変詳しくご説明いただきまして、私の心配が大分和らぎました。

十分に理解できていない中で、財調10%という言葉だけで理解、把握しようとするからこうなってしまうのだなと思いました。ただ、一般的にはこの数値や比率が示されるものですし、私だけではなく、町民の方にも同じような思いの方も多くいるということでご理解をいただきたいと思います。

今、副町長のご答弁の中で、ふるさと納税も大事だということでしたし、町長も大変重要な財源になるとお考えだということでした。

以前、松本町長のときにふるさと納税推進室という言葉が出てきたかと思います。町長にも力を入れていきたいという構想があるようですので、この後のふるさと納税の取組について、例年と違うさらに力を入れたいということがありましたらお示しをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

ふるさと納税の関係の組織も含めてのことだと思うのですが、現在、商工観光課内にふるさと納税を担当する係がありまして、3名体制となっております。

以前の松本町長時代に推進室というようなお話があったことは私も記憶しておりますし、そういう組織をつくるのも一つの手でありますけれども、問題は何をするかです。

現在の商工観光課の中で、ふるさと納税、観光、商工が結びつき、一体となって課で推進していく体制で行っていますので、ご理解をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） ただいまの答弁で理解しました。

それでは、二つ目の質問に移ります。

霧多布高等学校の現状について質問させていただきます。

高等学校を持つ自治体では学校の魅力を高めるために独自の施策を展開していますが、霧多布高等学校独自の取組などについてお伺いさせていただきます。

まず、令和6年度の卒業生の進学状況や就職先についてお知らせください。

○議長（落合俊雄君） 高校事務長。

○高校事務長（山平歳樹君） 質問にお答えをさせていただきます。

まず、進学先ですが、大学では、札幌大学、札幌学院大学、北海学園大学、秋田公立美術大学、専門学校では、釧路専門学校、釧路理容美容専門学校、札幌デザイナー学院、札幌ブライダル&ホテル観光専門学校、札幌ベルエポック美容専門学校、北海道美容専門学校、北海道理容美容専門学校、吉田学園公務員法科専門学校の14名となっております。

次に、就職では、浜中町役場、浜中町農業協同組合、タカナシ乳業株式会社、株式会社川本第一製作所釧路営業所、株式会社浅川商工会、ノーステックテレコム株式会社、株式会社竹内家畜人工授精所、株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド釧路プリンスホテルの9名となっております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今年度の卒業生は合計23名で、14名が専門学校を含めた進学、9名が就職ということで承知しました。

次に、二つ目の質問に移ります。

来年度の入学者選抜試験の出願状況についてお伺いいたします。

○議長（落合俊雄君） 高校事務長。

○高校事務長（山平歳樹君） 質問にお答えさせていただきます。

出願状況については、2次募集次第で数字の変化は考えられますが、現時点では、推薦2名、一般13名の15名となっております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 出願状況は新聞でも見たのですが、60名の定員に対して

今年度は15名の入学希望があったということで承知しました。

次に、三つ目の質問に移ります。

浜中町修学資金制度の利用状況と拡充についてです。

まず、この制度の内容、そして、令和7年度は利用者がいないようですが、過去にこの制度を使われた方がいらっしゃれば、その内容と人数をお知らせください。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） ただいまの質問にお答えします。

浜中町の修学資金貸付制度には、看護師等の医療職と福祉職を対象とした二つの制度があります。

看護師等修学資金貸付制度は、医療体制の強化を図ることを目的として、看護師、保健師、歯科衛生士、医療放射線技師として町内の医療機関または行政機関等に勤務しようとする方を対象に修学に必要な資金の貸付けを行うものであります。月額8万円、年額96万円を限度に貸し付け、看護師等の養成機関を卒業後、町内の医療機関等に3年以上勤務すると貸付金の返済は免除されます。

利用状況ですが、令和5年度に浜中町立歯科診療所へ歯科衛生士1名の方が採用されております。

また、福祉職修学資金貸付制度は、住民福祉の向上を目的として、社会福祉士、介護福祉士、保育士が福祉職として町内の福祉施設または行政機関に勤務しようとする方を対象に修学に必要な資金を貸し付けるものです。月額8万円、年額96万円を貸し付け、養成機関等を卒業後、町内の福祉施設等に3年以上勤務すると貸付金の返済は免除されます。

次に、利用状況についてです。

福祉職修学資金貸付制度については、令和4年度に貸付制度を開始しております。これまで、介護福祉士として、令和5年度、6年度にそれぞれ1名の方が浜中福祉会に採用され、令和7年度にも1名の採用が内定しております。また、保育士としては、令和6年度に浜中町職員として1名の方が採用されておりますし、7年度は2名の方が保育士の養成校に就学し、貸付制度を利用する予定となっております。

それとは別ですけれども、社会福祉士として浜中町外出身の方が令和5年度、6年度に浜中町職員として採用され、2名の方が活躍されております。

修学資金貸付制度につきましては、医療職、福祉職といった専門職の人材確保を目的としているもので、多くの町内出身者が貴重な人材として各職場で活躍されております。

なお、貸付制度の拡充については、現在のところ、医療、福祉の分野では考えておりません。今後とも、制度の趣旨を踏まえ、制度利用の啓蒙と周知を高校の進路担当、生徒などへの情報提供、養成校への学校訪問などにより取り組んでまいりたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） ただいま詳しくご説明をいただきまして、理解しました。

拡充について、提案ですけれども、今は特別職のみであるものの、地元に戻ってきても

らうという大変いい制度だなと思っておりまして、その分野の学校に行って、その職に就くということですけれども、例えば、酪農や自然、動物の専門学校や大学に進学をして、町内にはその分野の霧多布湿原ナショナルトラストという認定NPO法人がありますので、そちらに就業していただくなど、分野、業種の拡大のお考え、もしくは、今後の予定等がありましたらお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えします。

修学資金制度の拡充についてです。

今、本町では専門職のみでありますけれども、自然系のほかの大学への拡充はということでありました。

道内を調べましたところ、北海道では、1市4町、5自治体が専門職以外での修学資金の制度をつくっております。そのうち、奨学金の償還の免除、減免といった規定を設けているのは1町のみでした。その1町のほかにも縛りがありまして、1市は地元大学を卒業している者、ほかの4町は地元の高等学校を卒業している者に限るといったような規定を設けております。

恐らく、議員が言われているのは、本町の高校卒業者でなくてもということだと思いますが、そういった意味におきましては、本当に制度設計が難しいと思っておりますし、近年、修学資金を出している自治体も含め、例えば、専門職でありますと3年町内にといったことがあります。また、先ほど説明した1市4町は、貸付期間の倍ですから、4年制大学ですと8年は町内で就業しなければならないといった縛りがあります。

先ほど言いました専門職の3年も今は問題になっておりまして、3年を過ぎたとき、せっかく育てた職員が出ていってしまうといった事例が多く、場合によっては一括返還して出ていってしまうといった事例もあるようですので、今のところ、本町としては専門職以外で修学資金の制度は考えておりません。

ただ、人材が不足する中、募集しても来ないという状況がこのまま続きますと、近い将来、そういった制度も設けなければならないと思いますが、いかんせん、制度設計はかなり難しいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今、町長に詳しくご答弁をいただきましたし、今後、検討をいただくということで承知いたしました。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

浜中学で生徒から提案された事業の町政への反映についてご答弁願います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えをします。

霧多布高等学校におきまして、総合的な探究の時間の一環として行われております浜中学についてです。

将来に必要な課題解決能力や情報発信能力を身につけることを目的としておりまして、3年次では、その取組の成果発表という場で、各種の視察研修と併せ、浜中学の報告会が毎年開催されております。

本年度は昨年10月31日に開催されまして、私も出席させていただきました。報告会では、これまでもそうですが、まちづくりに対して本当に様々な提案がなされてきたところでありまして、その中に町政に取り入れたいものも多々ございました。

町政への反映はということですが、対応可能なものをこれまでも取り入れてきております。一例を申し上げますと、昨年10月の広報はまなかにも掲載させていただきましたけれども、外国語表記を町内に増やしてもっと外国人が住みやすいまちにしてはといった提案がございました。担当にすぐに言いまして、バス停留所の時刻表、その他掲示板について、日本語表記とともに英語表記でも掲載させていただいております。

いずれにしても、浜中学を通じまして、本町の未来を考えている生徒からの本当に貴重な提案ですので、町としては今後も取り入れられるものは取り入れていきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 既に事業として行った案件もあるということで承知しました。

私も、浜中学は、3年間かけて調べたものを発表、提案する大変いいカリキュラムだなと思っています。ただ、毎年、アンケート欄にも記入されているのですけれども、実現されているかどうかが見えにくいので、生徒が提案したものが事業化されると離れた後もその思いを持てるのではないかと感じていました。

発表するだけだと学芸会で終わってしまうものですが、実際に取り組んだり推進したりする部署があるということで提案に対しての力の入れようが変わってくると思いますし、町を離れた後もふるさとを思う気持ちが変わるのかなと思います。

そこで、また一つ提案です。

先ほど来、町長は、来年度の新事業で地域おこし協力隊に随分期待しているとおっしゃっていましたが、私も同様です。

今まで浜中学で提案された事業についても、ぜひ、協力隊の方々に掘り下げていただき、ブラッシュアップしていただき、浜中学に限らず、21世紀教育新生プラン会議などで提案されたものがありましたら、ぜひ、地域おこし協力隊の方々にも参照していただいて、まちづくりに一緒に取り組んでいただければなと思います。

期待も込め、お答えをいただけるものがありましたらお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えします。

地域おこし協力隊の4月からの活動については期待しているところでありまして。

議員から浜中学も含めて掘り下げて活動してほしいといったような質問だったと思います。我々、町としても協力隊の方に実行していただきたいミッションとしてはかなりの量

を用意しております。先ほど担当課長からも答弁いたしましたけれども、あらゆる角度から本町の発展に力を注いでいただきたいといった思いが強く、化学反応を爆発させてほしいといった思いでいますので、協力隊の力を信じ、これからの浜中町のまちづくりの発展、にぎわい創出に向けて頑張ってもらいたいと思っております。

期待も込めた私からの意見であります。

○議長（落合俊雄君） 以上で渡部貴士議員の一般質問は終了しました。

これで一般質問を終わります。

日程第5 議案第19号 浜中町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第5、議案第19号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第19号浜中町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める内閣府令が令和7年1月14日に公布されたことに伴い、令和7年度から制度化、令和8年度から義務化されることも誰でも通園制度に対応するため、制定するものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては保育所長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 議案の191ページをお開きください。

議案第19号浜中町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足をご説明いたします。

192ページをご覧ください。

条例第1条の趣旨では、児童福祉法に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めることを、第2条の定義では本条例における用語の意義を定め、第3条の最低基準の目的等ではこの条例に定める基準を最低基準と定め、第2項では町が常に最低基準を向上させるよう努めるものとしております。

第4条の最低基準と乳児等通園支援事業者では、乳児等通園支援事業を行う者を乳児等通園支援事業者と定め、最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させるよう努めるものとしており、第2項では最低基準を超えている乳児等通園支援事業者が最低基準を理由にその設備及び運営を低下させてはならないとし、第3項では、利用児童の保護者等の意見を聞き、乳児等通園支援事業者に対してその設備及び運営を向上させるよう勧告できるとしております。

第5条の乳児等通園支援事業者の一般原則では、6項にわたる事項を一般原則とし、乳児等通園支援事業者が設備及び運営を適切に設置、運営するよう定めております。

第6条の乳児等通園支援事業者と非常災害では火災や非常時のための訓練を義務づけ、第7条の安全計画の策定等では4項にわたる事項により安全計画の策定と適切な運用を定めております。

第8条の自動車を運行する場合の所在の確認では利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときの利用乳幼児の所在の確認を、第2項では送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合の安全装置の設置を義務づけております。

第9条の乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件では乳児等通園支援事業者の職員の健康と資質、経験等、必要な条件を示し、第10条の乳児等通園支援事業所の職員の知能及び技能向上では必要な知識及び技能の取得、維持及び向上に努めなければならないとし、第2項では、乳児等通園支援事業者が職員に対し、研修の機会を確保することとしております。

第11条の他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準では、乳児等通園支援に支障がない場合に限り、乳児等通園支援事業所の設備及び職員を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができるとし、第12条の利用乳幼児を平等に取り扱う原則では利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分などにより差別的な取扱いを、また、第13条の虐待等の防止では、利用乳幼児に対し、心身に有害を与える行為を禁じております。

第14条の衛生管理等では利用乳幼児の利用する設備、食器、飲用水についての衛生管理について、第2条では感染症や食中毒の予防及び蔓延の防止について定期的な研修及び訓練をするように、第3項では医療品及び医薬品の備え及び適正管理について定めております。

第15条の食事の提供を行う場合に備える設備では食事の提供を行うことが必要な調理設備を備えるよう義務づけ、第16条の乳幼児等通園支援事業所内部の規定では第11号にわたり運営についての重要事項に定める規定を定めるように、第17条の乳児等通園支援事業所に備える帳簿では必要な帳簿の整備を定めております。

第18条の秘密保持等では利用等通園支援事業所の職員が、第2項では職員であった者がそれぞれ業務上知り得た秘密を漏らしてはならないとし、第19条の苦情への対応では苦情に対応するための窓口の設置等の必要な措置を講ずることを、第2項では、乳児等通園支援事業所に対し、町からの指導、助言があった場合に必要改善を行わなければならないと定めております。

第20条では乳児等通園支援事業は一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分するとし、第2項では一般型乳児等通園支援事業は乳児等通園支援事業であって第3項には該当しないものとし、第3項では、余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所、認定こども園または家庭的保育事業所等の定員に余裕がある場合、その定員に満

たない数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業としています。

第21条の設備の基準では一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準を第8号にわたり定め、第22条の職員の基準では一般型乳児等通園支援事業所では保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修を修了した者を置かなければならないとし、第2項では、乳児等通園支援事業者1人につき受入れができる乳幼児の数を定め、従事者の半数以上は保育士とすることとしており、ただし書で一般型乳児等通園支援事業所1について2人を下ることができないとしています。

第3項では一般型乳児等通園支援事業に従事する者は専ら一般型乳児等通園支援に従事する者でなければならず、ただし書で第1号及び第2号で2人を下ることができないと定めた保育士が1名でいい場合の例外を定めております。

第23条の乳児等通園支援の内容では、乳児等通園支援は、保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して提供することとし、第24条の保護者との連携では、保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めることとし、第25条の設備及び職員の基準では余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準を保育所、認定こども園、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業を行う事業所のそれぞれの定める設備及び職員の基準によることとしています。

第26条の準用は、第23条及び第24条について、余裕活用型乳児等通園支援事業に準用するとしています。

第27条の電磁的記録では、この条例の規定において書面で行うことが規定されるものについて、電磁的記録により行うことができるとしています。

附則で本条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第19号の補足説明といたします。

○議長（落合俊雄君） これから議案第19号の質疑を行います。

6 番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 条文ですので、大変理解がしにくい内容かなと思いました。

ざっくり言いますと、要は、国が子育て世帯への支援拡充ということでこういう事業を始めるので、各市町村で準備してくださいということなのですね。

具体的に言いますと、当町の場合、まさに既存の施設を利用したものを進めていくということになろうかと思います。ここでいう余裕型となるのでしょうかけれども、使い勝手のいいものでなければ、その恩恵をなかなか受けてもらえないと思うのです。

例えば、2歳の子どもを一時的に預かってほしいという方がいたとして、利用に関し、何日前までに申し込んでくださいということ、1回に係る負担額、この制度を利用するに当たってどういう手続が必要なのかを町民といたしますか、子育て世帯のお父さんやお母さん方にお知らせすることが一番大事かなと思います。

現在、保育所に入所できない、要は、両親が共働きでない、お母さんは専業主婦であるという方に対しての支援策だと思われます。ただ、本町においても対象から漏れている方

は相当数おられるのも事実であります。

ここで詳細な中身について語っていただくよりも、周知をどうやって徹底していくのかです。また、現在行っている一時預かり保育については、先ほど言いましたように、保育所に入所させることができないご家庭が緊急に子どもを見てほしいという事案が生じた場合に利用されるのだと思うのです。

今回、この条例案は3歳未満児を対象とされていて、一時預かり保育の場合は3歳児以上、要は、就学前の子どもたちも対象にしていますというものだと思うのです。ただ、私が心配するのは未満児についてです。

この制度と既存の一時預かり保育制度を併用しては、恐らく、保育士の数の関係で受け入れられる人数はそう多くないのだろうと思いますし、それが重複したとき、一時預かり保育を優先させるという話にはならないと思うのです。この制度はもちろんやることになるのでしょうけれども、一時預かり保育の未満児の受入れの体制を併せて整備していく必要があるのではないのかなと思うので、周知方法とその点の考え方を伺わせていただきたいと思います。

肝腎なのは受入れ人数を極力確保することだと思いますが、それを踏まえた答弁をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） お答えいたします。

まず、こども誰でも通園制度の周知方法についてですが、今のところ、町ホームページ、広報はまなか、子育て支援センターや各保育所からの情報発信を行う予定です。また、国では、保健師からもプッシュ型で周知するという話を聞いておりますので、健康福祉課で行われておりますママのつどいや乳児健診、1歳6か月健診などで保健師からもPRしていただこうかなと考えております。

次に、こども誰でも登園と一時預かり保育が重なった場合についてですが、今のところ、一時預かり制度は一時預かり制度でそのまま人の配置をして、こども誰でも通園制度についても茶内保育所と霧多布保育所で1人ずつ配置する計画です。

その人員ですけれども、令和8年度から本格実施を考えておりまして、令和8年度の入所希望者と加配の関係を調整し、必要であればまた募集をかけなければならないと思っています。ただ、調整が利くのであれば、その中でうまくできるのかなとも考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） それぞれ保育士を事業ごとに配置するので、重複はそう心配しなくてもいいというような答弁だったかなと思うのですけれども、実際、どれくらいの方がこの制度を利用されるようになるかはやってみなければ分かりません。ただ、潜在的なニーズは浜中町でもあるのだろうと私は思っております。

そこで、最初に言いました使い勝手のよさです。一時預かり保育に関してもそうですし、

これに関してもそうですけれども、肝腎なのは申込み期間です。例えば、明日、利用したいといった場合に前日でも対応できるのか、この対応の仕方が利用のいい悪いに一番関係してくるものだと思います。

現在、一時預かり保育はどういう体制になっているのかも含め、今度制定されることも誰でも通園制度についてどう考えておられるのでしょうか。

あわせて、これは担当の保育士等ともしっかり情報を共有していただきたいのですけれども、預けなければならない理由を示す必要はないと思っていますし、そういう規定もないと思います。どういった理由で預けるのですかと聞かれただけで、預ける側としては、えっとなりますので、そこだけは制度を始める前にしっかりと共通認識を図っていただきたいと思います。その答弁をもらって終わりたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） お答えいたします。

まず、急にでも対応できるのかについてです。

今のところ、人の配置なども考えながらやっているところでして、一時預かりもそうですけれども、例えば、緊急を要する場合であればお預かりすることも可能だと考えております。

ただ、こども誰でも通園制度に関しては、例えば、一度にお預かりできるのは同じ学年の子どもが2人ないし3人までが限界なのかなと考えております。ですから、急に言われてもお預かりできないのかなと思っています。ただ、その場合は一時預かりを利用していただければなと思っています。

今のところ、一時預かりは前月の20日頃までに申請をいただいております。来月は何回使いたい、この日とこの日に使いたいという感じで申請をいただいております。こども誰でも通園制度もそのような申込みをいただき、その中での調整となるかと思っています。

次に、先ほど議員がおっしゃられました預けなければならない理由を聞かないということについてです。

一時預かり制度においても、リフレッシュ、育児負担軽減という目的がありまして、育児負担軽減ですというところにチェックをつけてもらっていますし、就労なのかななどを聞いております。

ただ、こども誰でも通園制度については、就労の関係なく、多様なライフワークに合わせた預かりですので、申請をいただく場合に理由を聞くことはありません。これは保育士にも徹底させたいと思っています。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第19号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第20号 浜中町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第6、議案第20号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第20号浜中町犯罪被害者等支援条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたび、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援等に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の権利の保護、被害の軽減及び回復を図り、町民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、本条例を制定するものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 議案の200ページをお開きください。

議案第20号浜中町犯罪被害者等支援条例の制定について補足をご説明いたします。

201ページをお開きください。

条例、第1条の目的では、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定めるとともに、町、町民、事業者の責務、犯罪被害者等支援の基本事項を定め、総合的な推進により犯罪被害者等の被害の回復、軽減、生活再建を図り、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することとしております。

第2条の定義は、本条例における用語の意義について定め、第3条の基本理念では4項目にわたる事項を基本理念と定めて適切に推進されなければならないとし、第4条は町の責務、第5条は町民の責務、第6条は事業者の責務をそれぞれ定め、第7条の相談及び情報の提供等は、町が犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行うとし、第2項では町が支援に関する相談、情報の提供を総合的に行う窓口を所管する課に置くとしております。

第8条の見舞金の支給は町は規則で定めるところにより見舞金を支給することができる

とし、第9条の日常生活の支援は、町は、被害者等の平穏な日常生活のため、関係機関と連携して必要な施策を講ずるとしております。

第10条の心身に受けた影響からの回復支援は、町は、被害者等の回復に向け、心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講じるとし、第11条の安全の確保は、被害者等の再被害、2次被害を防止し、安全を確保するために必要な施策を講ずるとしてしております。

第12条の居住の安定は、従前の住居に居住が困難となった被害者等の居住の安定を図るとともに、一時的な利用のための住居の提供など、必要な施策を講ずるとし、第13条の町民及び事業者の理解の増進は、町は、町民や事業者の犯罪等の被害に関する関心と理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるとしてしております。

第14条の学校における支援は、被害者等が児童生徒であるときは、状況に応じて十分な配慮がなされるよう、学校と連携し、必要な支援を行うとし、第15条の個人情報の適切な管理では、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、適切に管理しなければならないとし、第16条は委任規定で、本条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしてしております。

附則で、本条例は令和7年4月1日から施行するとし、経過措置として、第8条の規定による見舞金の支給は条例の施行の日以後に行われた犯罪等による被害について適用することとしております。

以上、議案第20号の補足説明といたします。

○議長（落合俊雄君） これから議案第20号の質疑を行います。

5 番 川村義春議員。

○5 番（川村義春君） 1 点だけです。

202 ページの見舞金の支給については規則で定められていますが、規則ではどの程度のことに見舞金が支払われるようになっているのか、伺っておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 見舞金の額についてです。

見舞金については2種類ございます。まず、遺族見舞金は30万円となっております。そして、重傷病を負った方への見舞金は10万円と施行規則で設定させていただこうと考えているところです。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第20号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第21号 浜中町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第7、議案第21号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第21号浜中町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正は、令和4年に成立した刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する改正がなされ、同法が本年6月1日に施行されることに伴い、条例中の「懲役及び禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるとともに、同法施行に伴う刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律において規定している経過措置と同様の経過措置を設けるものであります。

また、罰則の定めのある条例の改正については地方検察庁への事前協議が必要であります。令和7年1月31日付釧路地検企第24号をもって釧路地方検察庁との事前協議も調っております。

加えて、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法に条項のずれが生じたことにより、その他の文言の整理を含め、番号法を引用する条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、施行期日につきましては、刑法等の一部を改正する法律等に係る条例の一部を改正する条例は令和7年6月1日から、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律等に係る条例の一部を改正する条例は令和7年4月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第21号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 2 1 号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 2 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第 8、議案第 2 2 号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第 2 2 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正は、令和 4 年に成立した刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する改正がなされ、同法が本年 6 月 1 日に施行されることに伴い、浜中町行政不服審査会条例、浜中町個人情報保護法施行条例、浜中町情報公開・個人情報保護審査会条例、職員の給与に関する条例及び浜中町港湾区域及び港湾隣接地域内における工事等に係る占用料等徴収条例の計 5 条例中の「懲役及び禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものであります。

なお、施行期日につきましては令和 7 年 6 月 1 日からとし、必要な経過措置を設けております。

また、議案第 2 1 号と同様に、刑罰の定めのある条例の改正については中央検察庁への事前協議が必要であります。令和 7 年 1 月 3 1 日付釧路地検企第 2 4 号をもって釧路地方検察庁との事前協議も調っております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第 2 2 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 2 2 号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第２２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

日程第９ 議案第２３号 浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例及び浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第９、議案第２３号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第２３号浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例及び浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法に条項のずれが生じたことにより、番号法を引用する浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び浜中町税条例の一部を改正するものであります。

なお、施行期日につきましては令和７年４月１日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第２３号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第２３号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第２３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

日程第１０ 議案第２４号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第１０、議案第２４号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第２４号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和６年５月３１日に公布された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律に基づき、関連する本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、時間外勤務の制限を受けられる職員の要件となる子の範囲を現行の３歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するほか、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援に関する規定を新たに加えるものであります。

なお、施行期日につきましては令和７年４月１日からとし、必要な経過措置を設けております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第２４号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第２４号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第２４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

日程第１１ 議案第２５号 浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第１１、議案第２５号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第２５号浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和６年５月３１日に公布されたことに伴い、地方公務員に関する規定が改正されることから、その他の文言の整理を含め、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、非常勤職員の部分休業の承認に係る規定中の引用に関して文言を改正するほか、その他部分休業に関する文言の整理をするものであります。

なお、施行期日につきましては令和７年４月１日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第２５号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第２５号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第２０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

日程第１２ 議案第２６号 浜中町職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第１２、議案第２６号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第２６号浜中町職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、インバウンドや観光需要の回復、ホテル業界の人材確保のための賃金の引上げなどにより、全国的に宿泊費が上昇し、既定の宿泊料では不足が生じることから宿泊料の改定を行おうとするほか、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が令和６年５月１５日に公布されたことに伴い、国家公務員の旅費制度が見直されることから、その他の文言整理を含め、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、宿泊料につきましては、現行の町内７０００円、町外１万２０００円、道外１万５０００円の支給を町内８０００円、町外１万５０００円、道外１万８０００円の支給として改正し、公務上、特別な事情により定額を超える場合には、その超えた実費額を支給できる旨の規定を追加するものであります。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律を準用する外国旅費につきましては、法別表に関する規定の削除及び新たに国家公務員等の旅費に関する法律施行令を準用する規定を追加するものであります。

なお、施行期日につきましては令和７年４月１日からとし、必要な経過措置を設けております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第２６号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第２６号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第２６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

日程第１３ 議案第２７号 浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第１３、議案第２７号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第２７号浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が令和７年１月３１日に公布されたことに伴い、第４２条の特定地域型保育事業者の連携施設の確保の特例に関する規定を改正するとともに、附則第５条の連携施設に関する経過措置の期間を１５年に改めるものであります。

なお、施行期日につきましては令和７年４月１日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第２７号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第２７号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第２７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

日程第１４ 議案第２８号 浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第１４、議案第２８号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第２８号浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が令和７年１

月 31 日に公布されたことに伴い、第 6 条の家庭的保育事業者等、特定小規模保育事業者の連携施設の確保の特例に関する規定を改正するとともに、附則第 3 条の連携施設に関する経過措置の期間を 15 年に改めるものであります。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が令和 6 年 11 月 29 日に公布され、第 16 条に規定する食事の提供の特例に管理栄養士を加え、基準条例の改正に準じ、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては令和 7 年 4 月 1 日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第 28 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 28 号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 28 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 29 号 浜中町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第 15、議案第 29 号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第 29 号浜中町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、先ほど議決をいただきました議案第 19 号浜中町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定されたことに伴い、本条例に乳児等通園支援事業の実施基準、利用料についての条項を加え、改正しようとするものであります。

なお、施行期日につきましては令和 7 年 4 月 1 日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第 29 号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第29号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第30号 浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第16、議案第30号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第30号浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例は、再生可能エネルギー発電のうち、太陽光と風力をエネルギー源とする発電施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることで、再生可能エネルギー発電事業と地域との調和を図り、地域住民の安全な生活と本町の自然環境を保全することを目的としております。

現行の条例では、町の責務、事業者の責務、町民の責務、施設の設置等に係る届出のほか、禁止区域について規定しておりますが、このたびの条例改正では、新たに、抑制区域についての規定を設け、町として再生可能エネルギー発電施設の設置を抑制したい区域について規則で定めることとしております。

なお、施行期日につきましては令和7年4月1日からとし、必要な経過措置を設けております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第30号の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） この条例の一部改正については一般質問で聞いておりますけれども、再度、確認の意味でお聞きしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

まず、景観計画については、ダイジェスト版で町民に対して周知するという事で確認させていただいております。再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例では禁止をする区域があるわけですし、それを第8条に定めており、これは規則で定めるところにより禁止すべき区域を指定することができるとなっています。

そして、第1号から第3号まであり、豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域、土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域、その他再生可能エネルギー発電施設設置事業により、事業区域の周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域として町長が認める区域と定めがあります。

この第3号の町長が認める区域とはどういうことなのか、それは規則に委ねられているのだけれども、規則の中のどれなのですかという話を随分としてきて、今の改正に至っているということを理解していただきたいなと思います。

先ほどの一般質問で出てきた答えは規則に委ねるというわけですがけれども、ラムサール条約登録湿地など、要は、抑制区域の中にそうしたものを加えるほか、今までの「設置業者が設置する地域の周辺の住民に対して」という文言について、今度は地域の自治会に広げるという話もありました。

私が聞き漏らしたこともあると思うのですが、抑制区域の中に盛り込む文言はどのようなものになるのか、改めてお答えをいただきたいなと思います。さらに、ダイジェスト版みたいなもので、条例第8条に定める禁止区域はこうだけれども、抑制区域はこうだということを地域住民にどう知らせるのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

抑制区域の中身について申し上げます。

河川区域、河川保全区域、砂防指定地、農業振興地域内の農用地区域、国定公園、鳥獣保護区、景観形成重点区域、ラムサール条約登録湿地を考えております。

住民への周知については、まず、ホームページでやりたいと考えておりましたが、先ほどの景観計画も冊子を渡すということがありますので、それと併せて出したいなと考えましたので、よろしくご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第30号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

日程第１７ 議案第３１号 浜中町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第１７、議案第３１号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第３１号浜中町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、本年４月１日より施行される下水道法施行令の一部を改正する政令による大腸菌群数に係る放流水の基準の改正に伴い、公共下水道からの放流水の水質の技術上の基準及び特定事業場から排除される下水の水質の基準を改めるものであります。

なお、施行期日につきましては令和７年４月１日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第３１号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第３１号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第３１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

日程第１８ 議案第３２号 浜中町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第１８、議案第３２号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第32号浜中町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

浜中町防災会議は、災害対策基本法に基づき、自治体に設置するものであり、このたびの改正につきましては、昨今の防災力強化及び男女共同参画の視点から多様な委員の任命を可能とするため、第3条第6項に規定する委員の定数を22人以内から29人以内に改めるものであります。

なお、施行期日につきましては、委員の改選期となります令和7年6月1日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第32号の質疑を行います。

4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 今、22人以内から29人以内という説明がありました。男女共同参画の視点からということですが、何かお考えがあつて29人に変更するのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 防災会議条例の一部改正の内容についてご回答いたします。

まず、今回の一部改正の趣旨としては、国が定める男女共同参画基本計画における成果目標というものがあつて、その中に市町村防災会議の委員に占める女性の割合を2025年度までに30%を目指すという目標がございます。これに伴い、国から各市町村に対して、積極的な女性の登用を図ってくださいという通知が来ております。

現状、浜中町では、防災会議の委員が22人おり、その中で女性委員が4人おります。女性の割合は18%程度となっており、女性の登用が課題となっています。

現状の委員の役職等を勘案すると、委員の定数を将来的には29人として、そのうち、女性委員を9人とする事で3割を目指すという考えから、29人に条例の一部を改正するものです。

また、今後の増員の予定をお話ししますと、令和7年6月1日の改選期に合わせて、まずは、消防機関から浜中消防署長、女性登用の視点からは女性消防団員1人と社会福祉協議会の女性役員1人の3人を増やし、25人体制の中、女性委員を6人として女性の占める割合が約24%になります。

これを皮切りに、何年かをかけて将来的には29人中9人の女性委員を登用し、30%超えを目指すものですが、これについては、浜中町のみならず、国全体として女性の管理職への登用率の上昇なども多分に加味されますので、近い将来に向けて女性の登用率30%を目指すという目的で、今回、29人に定数を一部改正するものです。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第３２号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第３２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第３２号は原案のとおり可決されました。

日程第１９ 議案第３３号 町道路線の認定について

○議長（落合俊雄君） 日程第１９、議案第３３号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第３３号町道路線の認定について、提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、丸山散布１１号道路は、昨年、丸山散布防災避難施設工事により道路敷地として整備したもので、町道火散布丸山道路、丸山散布１丁目９３番地を起点とし、終点までの延長１９１メートルであります。

次に、茶内旭２丁目２号通は、昨年、株式会社Ａ．Ｌ．Ｔ．Ｃより道路敷地として寄附を受けたもので、厚浜木材加工協同組合裏側の町道茶内東区基線道路、茶内旭２丁目２０番地を起点とし、終点までの延長１７０．６２メートルであります。

いずれの道路も生活道路として利用されており、道路法第８条第２項の規定により町道として認定し、今後、維持管理しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第３３号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第３３号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第３３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

日程第２０ 議案第３４号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（落合俊雄君） 日程第２０、議案第３４号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第３４号固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案の理由をご説明申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会委員は、霧多布の松村嗣弥氏、散布の加藤俊美氏、茶内の大谷浩美氏の３名ですが、松村氏は令和７年４月４日をもって任期満了となります。

松村氏は、平成２５年から固定資産評価審査委員会委員の任に就かれており、固定資産に関する十分な識見と公正な判断力を兼ね備えていることから、固定資産評価審査委員会委員として最適任でありますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意をいただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は令和７年４月５日から令和１０年４月４日までの３年間となりますので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから議案第３４号を採決します。

お諮りします。

本案は選任に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号は選任に同意することに決定しました。

延 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後 5時18分）